

アクションプラン

第二次町田市環境マスタープラン推進計画



「水とみどりとにぎわいの調和した
環境都市 まちだ」
を目指して



町 田 市

目 次

第1章	アクションプランについて	2
1.	アクションプランとは	2
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画の期間	3
4.	計画の構成	3
第2章	第二次町田市環境マスタープランの環境像を実現するために 取り組むこと	6
1.	地域で取り組む地球温暖化の防止	6
2.	自然環境と歴史的文化的環境の保全	18
3.	持続可能な循環型社会の構築	32
4.	良好な生活環境の創造	42
5.	環境に配慮した生活スタイルの定着	54
第3章	町田市第3次環境配慮行動計画 (町田市役所における地球温暖化防止実行計画)	62
1.	現況の温室効果ガス排出量	62
2.	第3次実行計画の目標・取り組み	66
附属資料		73
1.	2021年度までの達成目標一覧	73
2.	重点事業一覧	76
3.	用語解説	81

■本文中に「*」のある用語については、附属資料に用語解説を掲載しています。

第1章 アクションプランについて

1. アクションプランとは

「アクションプラン～第二次町田市環境マスタープラン推進計画～」(以下、「アクションプラン」といいます。)は、「第二次町田市環境マスタープラン」で提示した望ましい環境像と基本目標の実現を目指し、今後5年間で行っていく取り組みを示した推進計画です。5年間に行政が行っていく主なことを市の取り組みとして示すとともに、市民の方、事業者の方がそれぞれの立場で取り組んでいただきたいことを市民の取り組み、事業者の取り組みとして示しています。施策の実施状況を確認し、環境や社会状況の変化にあわせて見直しを行い、5年後に改定を行います。

市民、事業者、行政それぞれの立場で、また協働して取り組みを行っていくことで、町田市が将来に引き継ぐよりよい環境づくりを強力に進めていきます。

環境像

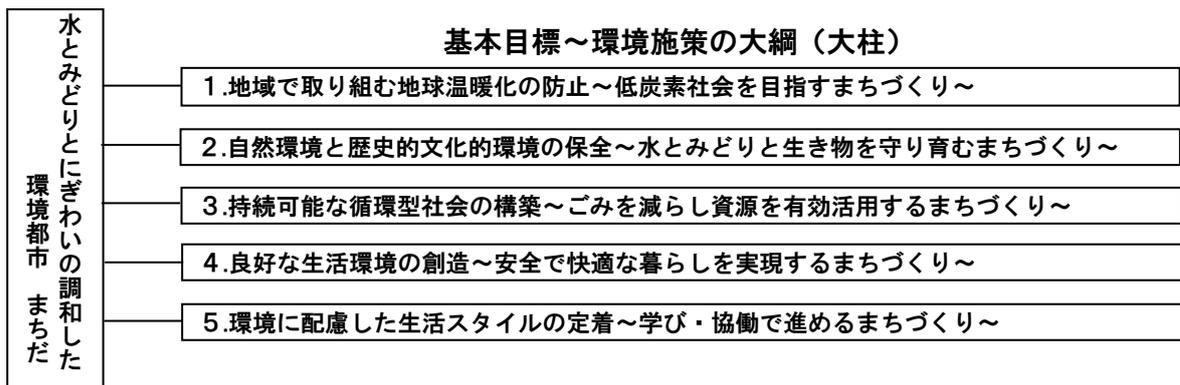


図1 「第二次町田市環境マスタープラン」の環境像と基本目標

2. 計画の位置づけ

「第二次町田市環境マスタープラン」は、「町田市環境基本条例*」第9条において規定されている、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための環境基本計画として位置づけられています。

「アクションプラン」は、「第二次町田市環境マスタープラン」を推進するために、行政が進めていくべき取り組みを示しています。また、「アクションプラン」には、「町田市環境基本条例」第11条に環境行動指針として規定されている、市民・事業者が環境への負荷の低減に寄与する行動を取るための規範となる取り組みも示しています。

町田市には、環境に関連するさまざまな条例や計画があり、これら関連計画との整合を図りながら、「アクションプラン」を進めていきます。

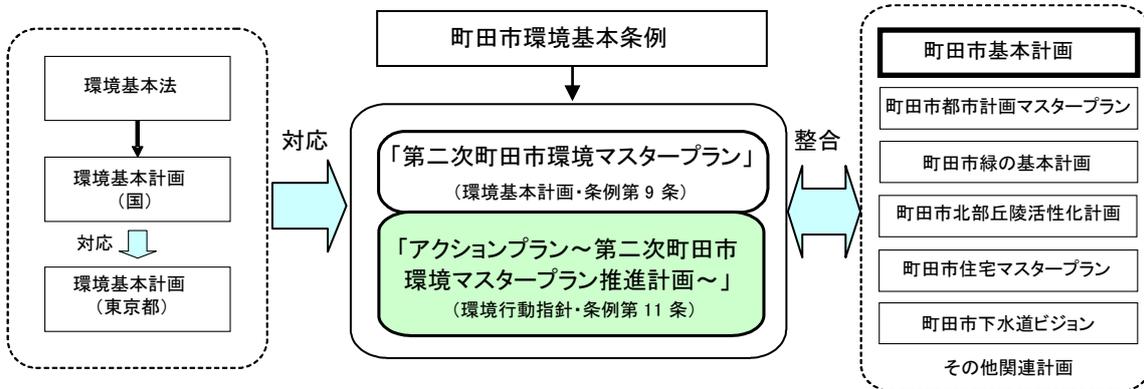


図2 「アクションプラン」の位置づけ

3. 計画の期間

「アクションプラン」の前期計画期間は、2012年度から2016年度までの5年間とします。

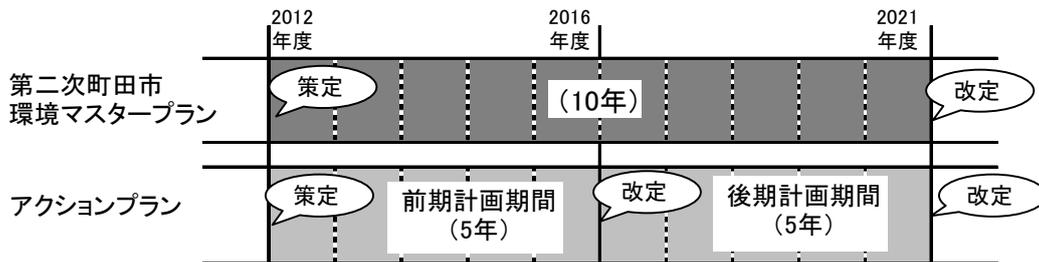


図3 計画の対象とする期間

4. 計画の構成

「アクションプラン」は、市の取り組み、市民・事業者の取り組み、で構成しています。

市の取り組みは、「第二次町田市環境マスタープラン」で示した施策に沿って市が行う具体的な取り組みの主なものを第2章に分野別で示しています。その中でも市が重点的に取り組む事業を重点事業として示し、目標値を設定して進捗管理を行います。また、市の取り組みのうち、温室効果ガス*の排出抑制に向けた町田市役所における事務及び事業に関する取り組みを「町田市第3次環境配慮行動計画（町田市役所における地球温暖化防止実行計画）」として、第3章に示しています。

市民・事業者の取り組みは、町田市の環境を保全し改善していくために、市民や事業者がそれぞれの立場でできる取り組みです。コラムや関連情報とあわせて、取り組むための指針やヒントとなるような内容を第2章に示しています。

「第二次町田市環境マスタープラン」と「アクションプラン」の構成を以下に示します。

第二次町田市環境マスタープラン

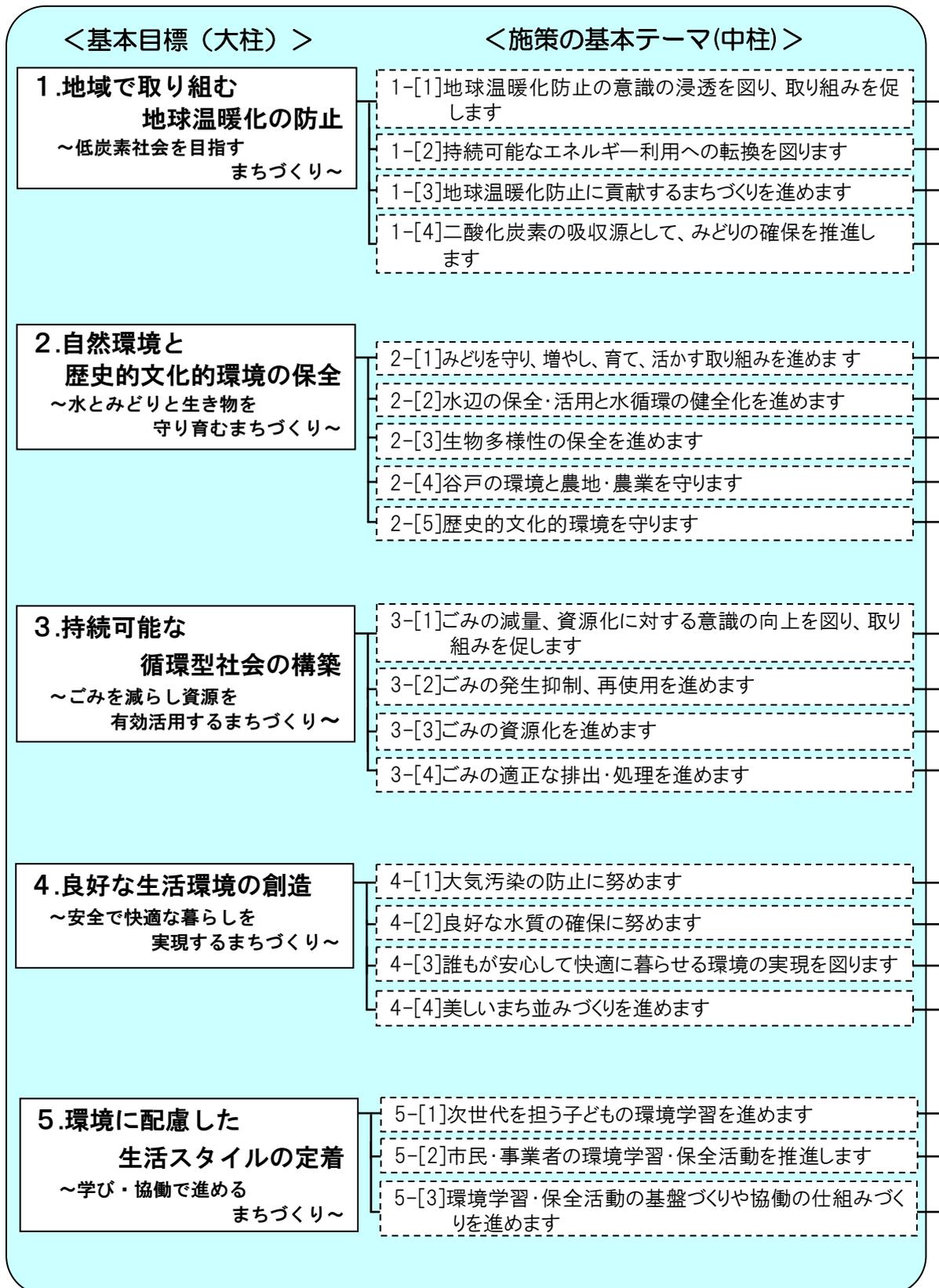
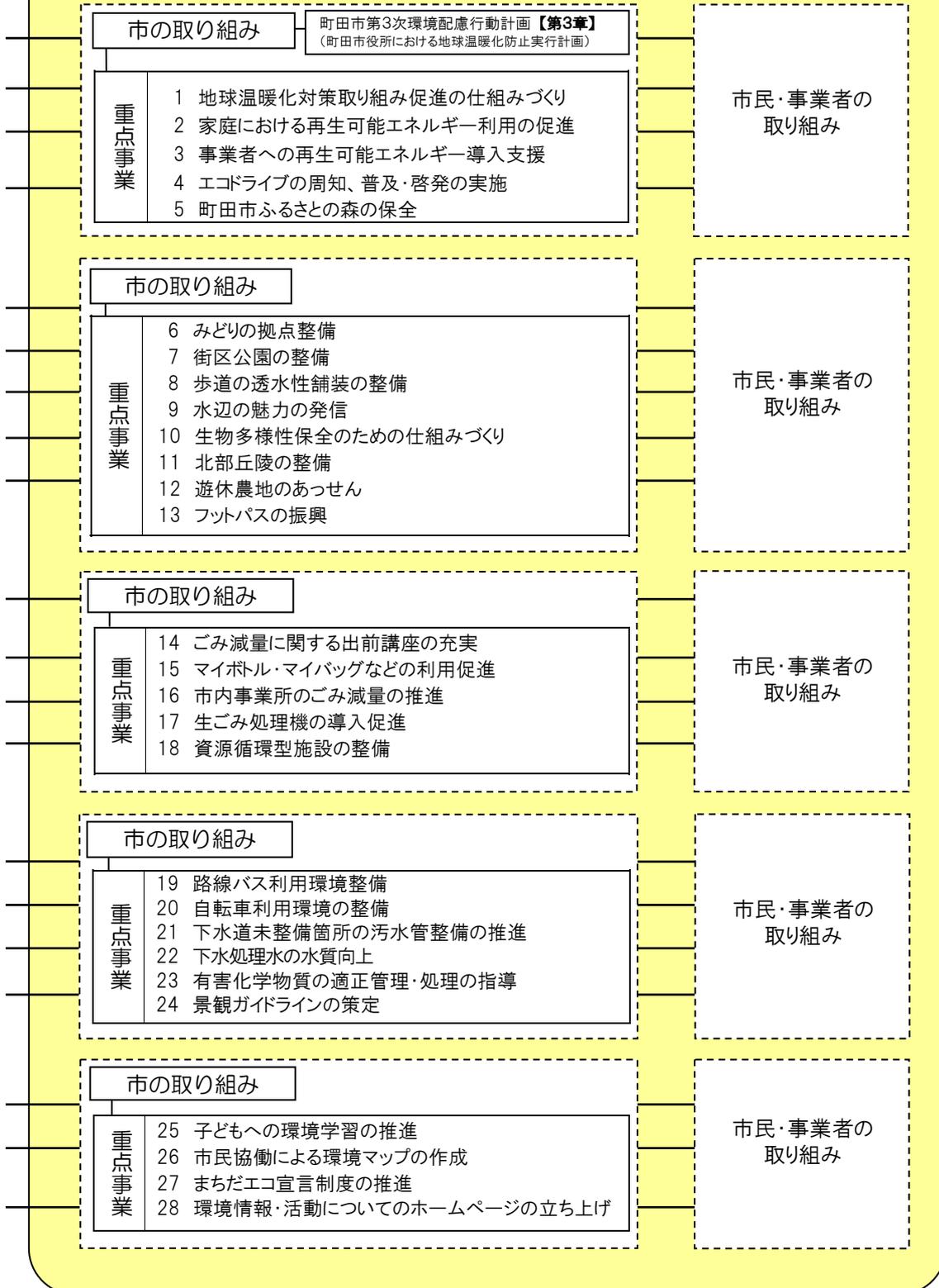


図4 「第二次町田市環境マスタープラン」と

アクションプラン

＜市の取り組み、市民・事業者の取り組み＞



「アクションプラン」の構成

第2章 第二次町田市環境マスタープランの環境像を実現するために取り組むこと

「第二次町田市環境マスタープラン」では、町田市の望ましい環境像、基本目標の他に2021年度までの達成目標を掲げています。

本章では、「第二次町田市環境マスタープラン」で示した目標の実現に向けて5年間で進めていく、市の取り組み、市民・事業者の取り組みを示します。

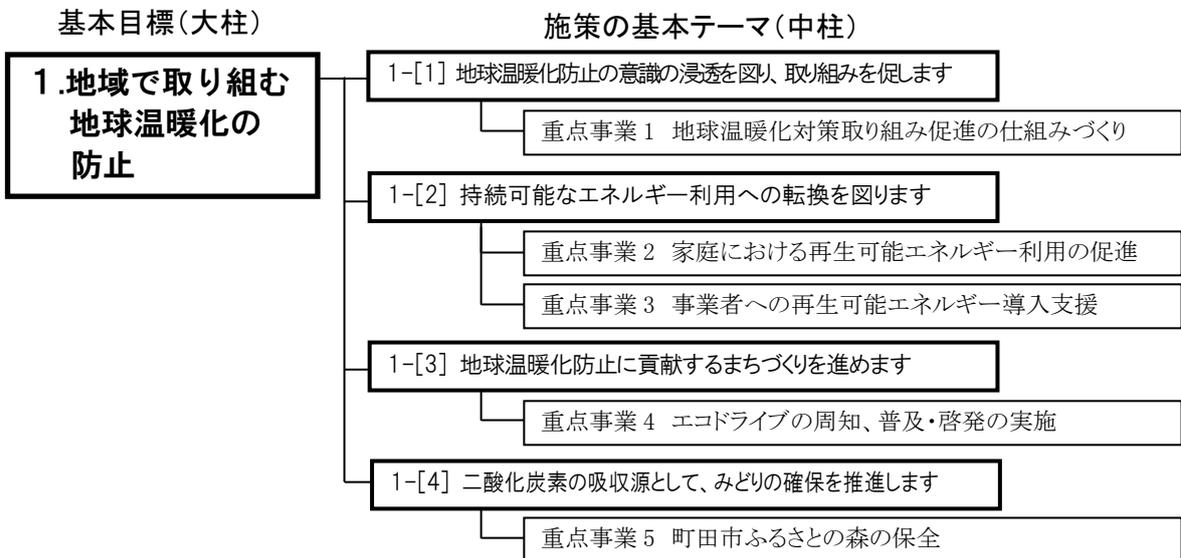
1. 地域で取り組む地球温暖化の防止

～低炭素社会*を目指すまちづくり～

2021年度までの達成目標

- 市民一人あたりの二酸化炭素排出量(2010年度、3.8 t-CO₂/人)の10%削減を目指します。
- 再生可能エネルギー*の市内エネルギー消費量に対する割合 0.3%(2010年度、0.05%)を目指します。
- マイカーの使用はできるだけ控え、徒歩または自転車、電車、バスを利用する市民の割合(2011年度、37.1%)の10ポイント増の47.1%を目指します。

体系図



地球温暖化を防止するため、以下の解説で紹介している家庭でできる地球温暖化対策に取り組むなど、一人ひとりができることに取り組んでみましょう。

解説：家庭でできる地球温暖化対策の例

地球温暖化を防止するためには、家庭でできる事が多くあります。電気などのエネルギーの無駄づかいに気をつけることが大切です。

例えば、以下のような取り組みが地球温暖化防止につながります。

■電気について

照明器具

電球形蛍光灯やLED照明に取り替える。

年間で電気 84.00kWh の省エネ
(54Wの白熱電球から12Wの電球形蛍光灯に交換した場合)

年間で
CO₂削減量：29.5kg
電気代
約 1,850 円の節約

テレビ

テレビ*を見ないときは消す。

年間で電気 15.00 kWh の省エネ
(1日1時間テレビ(20インチ)を見る時間を減らした場合) ※液晶の場合

年間で
CO₂削減量：5.3 kg
電気代
約 330 円の節約

■ガスについて

ガス給湯器

食器を洗うときは低温に設定*。

年間でガス 8.80 m³ の省エネ
(65Lの水道水(水温20℃)を使い、湯沸し器の設定温度を40℃から38℃にし、2回/日手洗いした場合)
※使用期間：冷房期間を除く253日

年間で
CO₂削減量：20.0 kg
ガス代
約 1,500 円の節約

ガスファンヒーター

必要なときだけつける。

年間でガス 12.68 m³ の省エネ
年間で電気 3.72kWh の省エネ
(設定温度を20℃とし、1日1時間運転を短縮した場合)

年間で
CO₂削減量：30.2 kg
電気代とガス代の合計
2,240 円の節約

■ガソリンについて

自動車

アイドリングストップ**。

年間でガソリン 17.33L の省エネ
(30kmごとに4分間の割合で行った場合)

年間で
CO₂削減量：40.2 kg
ガソリン代
約 2,300 円の節約

※アイドリング時の消費燃料は「エコドライブ10のすすめ」の「アイドリングストップ」による(10分間アイドリングで約130ccのガソリンを浪費。)。年間走行距離を10,000kmとして計算。



上記の対策だけでも年間で
CO₂削減量=125.2kg
約 8,000 円の節約になります。

出典：家庭の省エネ大辞典 2011 年版 (財団法人 省エネルギーセンター)
(URL: <http://www.eccj.or.jp/dict/>)

1-[1] 地球温暖化防止の意識の浸透を図り、取り組みを促します

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、（）：所管課

施策① 地球温暖化対策の取り組みの情報を分かりやすく発信します

- ・パンフレットの配布、ホームページ等による地球温暖化対策の取り組みや助成制度等の情報提供（環境・自然共生課）

施策② 温室効果ガス排出量やエネルギー使用量の「見える化」を進めます

- ・市の施設からの温室効果ガス排出量、エネルギー使用量の公表（環境・自然共生課、環境政策課）
- ・家庭でのエネルギー使用量を測定するための「省エネナビ」等の貸し出しの実施（環境・自然共生課）
- ・二酸化炭素削減効果の定量化、地球温暖化対策の具体的な取り組みの周知（環境・自然共生課）
- ・環境家計簿の普及促進、データの活用方策の検討（環境・自然共生課）



省エネナビ

施策③ 地域や市民の地球温暖化対策の取り組みを促進するための仕組みづくりを検討、実施します

- 地球温暖化対策の取り組みを支援する方策の検討、仕組みづくり（環境・自然共生課、環境政策課）

重点事業 1 地球温暖化対策取り組み促進の仕組みづくり【1-[1]-施策③】

概要	地球温暖化防止の意識の浸透を図り、市民が日常生活の中で地球温暖化対策に取り組むための仕組みづくりを行います。		
目標	地球温暖化対策取り組み促進の仕組みの構築		
現状	—	目標	仕組みの構築及び運用 (2014年度)
実施時期	～2013年度検討、2014年度構築及び運用		
所管課	環境・自然共生課、環境政策課		

市民の取り組み

- 日常生活における電力消費量や二酸化炭素排出量を知りたいときは・・・
 - ・町田市がホームページ等で公表している環境家計簿を利用して、二酸化炭素排出量を計算してみましょう。
 - ・町田市が貸し出しを行っている省エネナビやエコワット等を利用して、消費電力量を測定してみましょう。
- 日常生活の中で地球温暖化対策に取り組みたいときは・・・
 - ・7ページの解説で紹介しているホームページなどを参考に、地球温暖化対策の取り組みを実践してみましょう。

事業者の取り組み

- 設備の最適な運転管理によりエネルギー消費量の低減を目指すときは・・・
 - ・ビルや工場でのエネルギー管理システム*を導入してみましょう。
- 事業活動の中で地球温暖化対策に取り組みたいときは・・・
 - ・解説で紹介しているホームページなどを参考に、事業活動でできる地球温暖化対策の取り組みを実践してみましょう。

解説：職場でできる地球温暖化対策の例

東京都地球温暖化防止活動推進センターホームページでは、業種別の省エネ対策を紹介しています。(例 テナントビル、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、外食産業、クリーニング業、病院、美容室、学校施設など)

【テナントビルの省エネ対策】

- ・ 季節に応じた空調開始時刻の変更
- ・ 休日などの不在時の空調停止
- ・ 共用エリアの省エネ（温度設定変更、照度を下げるなど）
- ・ 省エネ型照明への変更
- ・ 夜間や休日のエレベーター運転台数の制限
- ・ エネルギー使用量の確認（前月、前年度と比較）
- ・ クールビズ・ウォームビズの導入
- ・ 冷房時のブラインド活用
- ・ 使っていないエリアのこまめな消灯 など

出典：東京都地球温暖化防止活動推進センターホームページ>トップページ>様式&資料ダウンロード>業種別省エネルギー対策
(URL:<http://www.tokyo-co2down.jp/download.php>)

1-[2] 持続可能なエネルギー利用への転換を図ります

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、（）：所管課

施策① 公共施設における取り組みを進めます

- ・新設公共施設への再生可能エネルギーの導入推進（営繕課、施設課）
- ・下水処理場の汚泥焼却炉の廃熱利用*の検討（水再生センター）
- ・街路灯の省エネ化（道路管理課、公園緑地課）
- ・公共施設への省エネ機器の導入（営繕課）
- ・公共施設での屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテン等の積極的な導入（公園緑地課、環境・自然共生課、各施設）
- ・市民共同発電事業〔市民・事業者・行政の共同出資により公共施設に太陽光発電システム等の設置による再生可能エネルギーを導入〕の検討・実施（環境・自然共生課）

施策② 家庭における取り組みを促進します

- 市民を対象とした住宅用太陽光発電システム設置補助（環境・自然共生課）
- ・太陽光発電システムの設置補助以外の再生可能エネルギーの導入補助の検討（環境・自然共生課）
- ・家庭への省エネ機器等の導入支援の検討、情報提供（環境・自然共生課）
- ・住宅の省エネの促進、長寿命化に配慮した住宅の普及等に関する情報発信（建物住宅対策課）

施策③ 事業活動における取り組みを促進します

- 事業活動における再生可能エネルギーの導入、省エネの促進のための補助・融資の検討（産業観光課、環境・自然共生課）
- ・まちだエコ宣言制度の推進（環境・自然共生課）
- ・商店街街路灯のLED化推進（産業観光課）

重点事業2 家庭における再生可能エネルギー利用の促進【1-[2]-施策②】

概要	持続可能なエネルギー利用への転換を図るため、家庭での太陽光発電システムの設置などの再生可能エネルギーの利用を促進します。		
目標	① 太陽光発電システム累計設置補助件数（戸建住宅）の増加 ② 太陽光発電システム累計設置補助件数（共同住宅）の増加		
現状値	① 961件（2010年度） ② —	目標値	① 2,800件（2016年度） ② 50件（2016年度）
実施時期	① 継続実施 ② 2012年度から実施		
所管課	環境・自然共生課		

重点事業3 事業者への再生可能エネルギー導入支援【1-[2]-施策③】

概要	事業者への再生可能エネルギーの導入を進めるため、町田市中小企業融資制度に加え、市内事業者向けの支援策を構築します。		
目標	再生可能エネルギー導入についての市内事業者向け支援策の構築		
現状	—	目標	支援策の構築及び運用（2015年度）
実施時期	～2014年度：検討、2015年度：構築・実施		
所管課	環境・自然共生課、産業観光課		

関連情報：太陽光発電システムの導入支援

町田市では、2002年度から太陽光発電システムの導入支援を行っています。町田市独自の補助制度により、2010年度までの累計補助件数は961件になりました。



太陽光発電

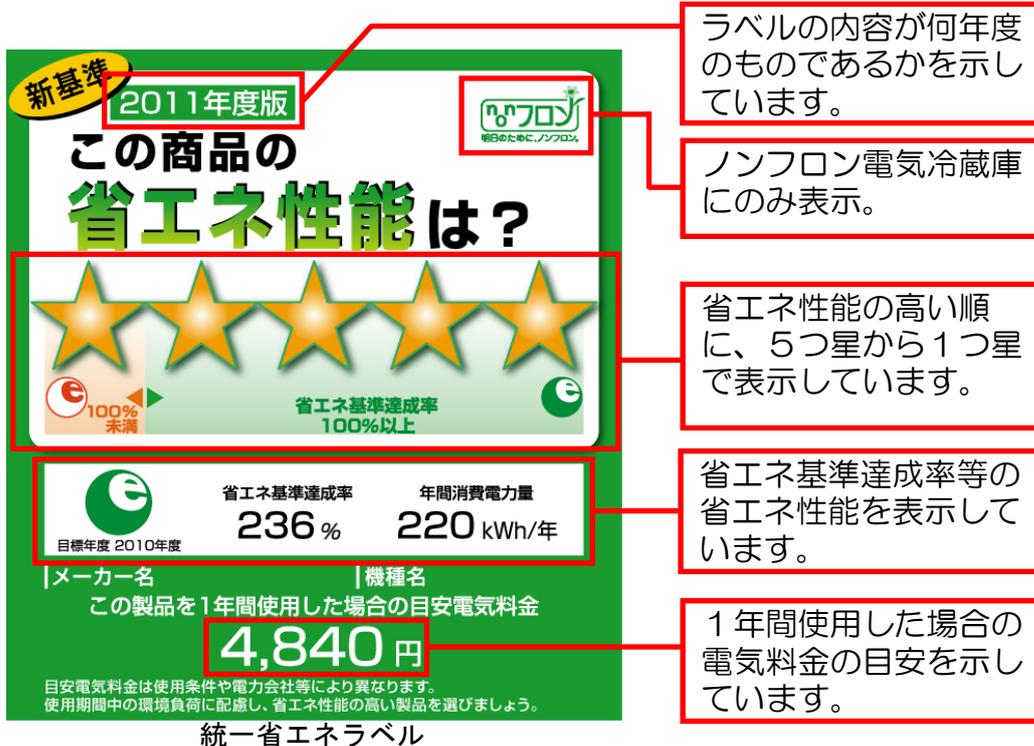
[お問い合わせ] 環境資源部 環境・自然共生課

市民の取り組み

- ▶ エネルギーを使うときは・・・
 - ・照明やOA機器等のこまめなスイッチオフを心がけ、不要なエネルギーの使用はやめましょう。
- ▶ 夏の日差しや暑さを和らげるために・・・
 - ・夏の冷房時には、熱の7割が窓（開口部）から入ってきます。暑さを和らげるため、17 ページの関連情報で紹介しているみどりのカーテン*、遮熱フィルム、すだれやよしずなどを使ってみましょう。
- ▶ 電化製品を購入するとき、住宅を新築・改築するとき・・・
 - ・コラムで紹介している統一省エネラベルなどを参考に、省エネ機器を購入しましょう。
 - ・断熱性・遮熱性の高い窓ガラスなどを選び、省エネ住宅にしましょう。
 - ・太陽光発電システムや太陽熱利用システム等の再生可能エネルギーを導入しましょう。

コラム：統一省エネラベル

エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気便座、蛍光灯器具（家庭用）について、経済産業省が提供する省エネルギー性能に関する表示です。ラベル表示は、販売店（小売事業者）が行っています。毎年見直し検討が行われており、消費者にとっては、省エネ性能の高い製品を選ぶための参考になります。



ラベルの内容が何年度のものであるかを示しています。

ノンフロン電気冷蔵庫にのみ表示。

省エネ性能の高い順に、5つ星から1つ星で表示しています。

省エネ基準達成率等の省エネ性能を表示しています。

1年間使用した場合の電気料金の目安を示しています。

統一省エネラベル
出典：省エネルギーセンターホームページ
(URL: <http://www.eccj.or.jp/index.html>)

事業者の取り組み

- ▶ **エネルギーを使うときは…**
 - ・照明やOA機器等のこまめなスイッチオフを心がけ、不要なエネルギー使用はやめましょう。
 - ・解説で紹介している省エネ診断を受けて、省エネ対策に取り組んでみましょう。
- ▶ **夏の日差しや暑さを和らげるために…**
 - ・17 ページの関連情報で紹介しているみどりのカーテンづくりや屋上緑化、壁面緑化を行いましょう。
- ▶ **施設や設備を新築・改築・更新するときは…**
 - ・LED照明等の省エネ機器の設置や、ビルや工場でのエネルギー管理システムの導入等の省エネ対策を行いましょう。
 - ・太陽光発電システムや太陽熱利用システム等の再生可能エネルギーを導入しましょう。関連情報で紹介している町田市中小企業融資制度が利用できます。

解説：無料でできる事業者向け省エネ診断

東京都地球温暖化防止活動推進センターでは、事業者を対象として、毎年無料の省エネルギー診断を行っています。

参考：クール・ネット東京ホームページ>トップページ>省エネ診断>事業所の省エネ診断

(URL: <http://www.tokyo-co2down.jp/check/company/>)

関連情報：町田市中小企業融資制度

町田市では、市内の中小企業の活動支援として、中小企業向けの融資を行っています。環境改善整備資金として、太陽光発電システムや太陽熱高度利用システムなどの設置に対し、融資及び保証料・利息の全額補助を行っています。

[お問い合わせ] 経済観光部 産業観光課

1-[3] 地球温暖化防止に貢献するまちづくりを進めます

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、（）：所管課

施策① 町田市全体で取り組む、地球温暖化防止行動を進めます

- ・町田市のエネルギー利用の現状や、地球温暖化に関する学習機会の提供（環境・自然共生課）
- ・ライトダウン等節電意識向上のためのキャンペーンの実施（環境・自然共生課）
- ・道路の新設や改良工事における、歩道部の透水性舗装の実施（道路整備課）

施策② 自動車利用を控え、公共交通利用を進めます【4-[1]-施策③で再掲】

- ・路線バスの利用環境整備及び地域コミュニティバスの運行（交通事業推進課）
- ・連節バスシステムの導入・バス路線網の再編と乗り継ぎシステムの整備（交通事業推進課）
- ・ノーマイカーデーの設定などによる公共交通利用の推進（環境・自然共生課）

施策③ 低公害車の普及促進等を図ります【4-[1]-施策④で再掲】

- ・電気自動車*等の低公害車*の普及促進（環境・自然共生課）
- エコドライブ*の周知、普及・啓発、エコドライブ教習会の実施（環境・自然共生課）
- ・市内におけるカーシェアリング*の普及促進（環境・自然共生課）
- ・低公害車〔天然ガス自動車・ハイブリッド車・電気自動車等〕の公用車としての導入検討・実施（管財課）

施策④ 自転車利用環境の整備を進めます【4-[1]-施策⑤で再掲】

- ・自転車駐車場の設置の指導、自転車等駐車を整備する事業者に対する補助金の交付〔放置自転車等対策事業、民営自転車等駐車場助成事業〕（交通安全課）
- ・公営自転車駐車場の整備〔自転車駐車場整備事業〕（交通安全課）
- ・自転車走行レーンの整備検討（建設総務課）
- ・市職員の近隣移動時の自転車利用の推進（環境・自然共生課）

施策⑤ 町田の農産物の地産地消*を推進します【2-[4]-施策⑤で再掲】

- ・農産物直売所の開設・運営の支援（農業振興課）
- ・地場産農産物の販売支援を行う団体の育成（農業振興課）

重点事業4 エコドライブの周知、普及・啓発の実施【1-[3]-施策-③】

概要	市域全体の温室効果ガス排出量の多くを占める自動車からの排出削減のため、エコドライブの周知、普及・啓発を行い、エコドライブを推進します。		
目標	エコドライブ実践者の割合の増加		
現状値	—	目標値	エコドライブ実践者の割合 2012年度比10ポイント増(2016年度)
実施時期	継続実施		
所管課	環境・自然共生課		

市民の取り組み

- **出かけるときや通勤時は・・・**
 - ・自動車の利用を控え、できるだけ徒歩、自転車、公共交通機関を利用しましょう。
- **自動車を購入・利用するときは・・・**
 - ・車の買い替え時には、ハイブリッド車、電気自動車等の低公害車を積極的に選択しましょう。
 - ・自動車を利用するときは、不必要なアイドリングをやめるなど、47ページのコラムで紹介しているエコドライブを行いましょう。
- **農産物を購入するときは・・・**
 - ・遠い場所で生産された農産物を運ぶためには、多くのエネルギーを使用します。28ページの解説を参考に、できる限り町田市で生産された農産物を購入しましょう。

事業者の取り組み

- **移動するときや通勤時は・・・**
 - ・自動車の利用を控え、できるだけ徒歩、自転車、公共交通機関を利用しましょう。
- **自動車を購入・利用するときは・・・**
 - ・社有車にハイブリッド車や電気自動車等の低公害車を積極的に導入しましょう。
 - ・職員やドライバーにアイドリングストップの励行を周知しましょう。
- **農産物を販売・購買するときは・・・**
 - ・できる限り町田市で生産された農産物を販売・購買することについて検討しましょう。



町田産農産物のマーク
「まち☆ベジ」

1-[4] 二酸化炭素の吸収源として、みどりの確保を推進します

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、（）：所管課

施策① 二酸化炭素吸収源を維持するため、緑地を保全します

- 町田市ふるさとの森の保全（公園緑地課）
 - ・市内緑地の保全（公園緑地課）
 - ・街路樹の適正な維持管理（道路補修課）

施策② 二酸化炭素吸収量の増加を図るため、緑化を推進します

- ・市内のみどりの育成と連携したカーボンオフセット*の仕組みの検討（環境・自然共生課、環境政策課）

重点事業5 町田市ふるさとの森の保全【1-[4]-施策①】

概要	二酸化炭素の吸収源としてみどりを確保するため、市民協働による町田市ふるさとの森の保全を行います。		
目標	制度上安定した緑地面積の増加		
現状値	860 ha（2010年度）	目標値	880 ha（2016年度）
実施時期	継続実施		
所管課	公園緑地課		

関連情報：町田市ふるさとの森

町田市ふるさとの森は、市内の美しい緑地景観、歴史的環境を保護すること及び貴重な動植物が生育・生息する自然環境の保全を目的として設置されています。市民の方々の協力による管理が行われている場所もあります。



森野ふるさとの森

【お問い合わせ】 都市づくり部 公園緑地課

市民の取り組み

- 二酸化炭素の吸収源を維持するために…
 - ・市内の緑地に生育する樹木は、吸収した二酸化炭素を体内に蓄えています。この二酸化炭素吸収源を減らさないために、16 ページの関連情報で紹介している町田市ふるさとの森などの緑地で行われている保全活動に参加しましょう。
- 二酸化炭素の吸収量を増やすために…
 - ・庭に樹木などのみどりを植えましょう。
 - ・ブロック塀の生垣化に取り組んでみましょう。

事業者の取り組み

- 二酸化炭素の吸収源を維持するために…
 - ・市内の緑地で保全活動を行うことを検討しましょう。
 - ・事業の直接的な関与で緑地を減らさないようにしましょう。
- 二酸化炭素の吸収量を増やすために…
 - ・事業所の敷地内に樹木などのみどりを植えましょう。
 - ・ブロック塀の生垣化に取り組んでみましょう。

関連情報：緑のカーテン・プロジェクト 2011

みどりのカーテンとは、ゴーヤやアサガオなどのつる性の植物を、ネット等で窓の外にはわせて作る日よけのことです。日差しをやわらげ、室温の上昇を抑えるという効果が期待できます。

町田市は 2011 年、市民の方が立ち上げた「緑のカーテンプロジェクト 2011」を応援し、「ゴーヤ」や「ヘチマ」、「アサガオ」の苗を希望者に無料で配布しました。



町田リサイクル文化センターの
みどりのカーテン（2011年8月2日撮影）

【お問い合わせ】 環境資源部 環境・自然共生課

2.

自然環境と歴史的文化的環境の保全

～水とみどりと生き物を守り育むまちづくり～

2021年度までの達成目標

○市域面積に占める安定的に確保された緑地の割合^{注1)} (2010年度、28.9%)を、2020年度までに概ね30.0%確保することを目指します^{注2)}。【町田市緑の基本計画*2020】

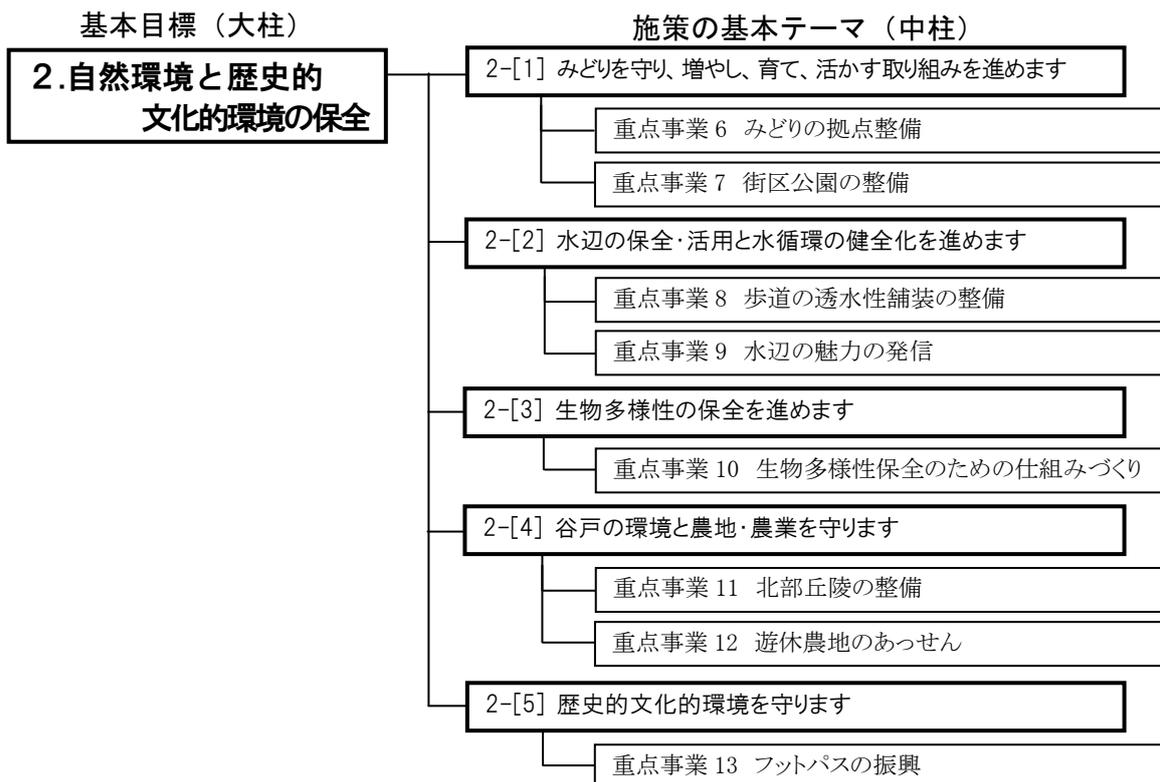
注1) 19ページを参照

注2) 「町田市緑の基本計画2020」にあわせて、2020年度末の市域全体の緑地の確保目標を示しています。2021年度以降の目標については、「町田市緑の基本計画2020」の見直し時に整合を図ります。

○町田市内での水辺(河川・池・公園等の水辺)とのふれあいについて満足している市民の割合(2011年度、39.8%)の10ポイント増の49.8%を目指します。

○市内エコファーマー*認定農業者数(2010年度、74人)の5%増(4人以上増)を目指します。

体系図



以下の関連情報で紹介している自然観察会に参加するなどにより、自然環境に対する理解を深め、自然環境の保全のための行動を実践しましょう。

関連情報：忠生公園自然観察会

忠生公園（山崎町 1804-1）は、多摩丘陵の典型的な谷戸*の地形を生かした公園です。

公園内にある忠生公園自然観察センター（忠生がにやら自然館）には、講習室や展示室などがあり、自然教育活動、自然資源を扱った展示公開、自然保護活動に利用できます。



自然観察会

定例自然観察会は、毎月第一日曜日の午前9時30分から行っています（1月と2月（冬の早朝野鳥観察）は、午前7時30分から行っています）。

ミニ観察会は、毎月第三土曜日の午前10時30分から行っています（1月と2月は、午前9時30分から行っています）。

自然観察会へ参加するための事前の申し込みは必要ありません。

【お問い合わせ】 忠生公園自然観察センター（忠生がにやら自然館）

注1) 前計画では、「みどり率*」を目標に掲げていましたが、「第二次町田市環境マスタープラン」では、市域面積に「安定的に確保された緑地の割合」を達成目標に掲げます。

名 称	対象とする緑地
みどり率 （「土地利用現況調査」の調査結果を利用）	樹林地、農耕地、草地、水面、裸地
安定的に確保された緑地の割合 （「町田市緑の基本計画 2020」で利用）	① 都市公園等の都市施設とする緑地（公園緑地等）、 ② 制度上安定した緑地（生産緑地地区等）、 ③ 社会通念上安定した緑地（ゴルフ場、社寺境内地等）

2-[1] みどりを守り、増やし、育て、活かす取り組みを進めます

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、（）：所管課

施策① 緑地の現状を把握し、公表します

- ・市街地の緑地・緑被率調査の実施（公園緑地課）
- ・市民協働による公園緑地等の林地、草地の基礎調査の実施（公園緑地課）

施策② みどりの保全を進めます

- みどりの拠点整備（公園緑地課）
- ・緑地保全の森や特別緑地保全地区等の指定の拡大（公園緑地課）
- ・街路樹の適正な維持管理（道路補修課）

施策③ 身近なみどりを増やします

- 街区公園の整備（公園緑地課）
- ・屋上緑化、壁面緑化の推進（公園緑地課）
- ・民間の施設における緑化の制度や基準〔緑化基準等〕の導入検討（公園緑地課、都市政策課、土地利用調整課）
- ・宅地のブロック塀の生垣改修への補助（防災安全課）
- ・公共施設での屋上緑化や壁面緑化、みどりのカーテン等の積極的な導入（公園緑地課、環境・自然共生課）

施策④ 市民協働による緑地の保全、維持管理を進めます

- ・市民協働による、町田市ふるさとの森などの緑地の保全と活用計画の策定、及び維持管理（公園緑地課）
- ・公園や施設等の緑を市民等との協働で維持管理する仕組みづくりと運用（公園緑地課）
- ・環境保全団体への支援、広報紙等での紹介（公園緑地課）
- ・市民・市民団体・事業者が市内の樹林地等で環境保全活動を実施しやすい仕組みづくりの検討（公園緑地課）

施策⑤ 緑地を保全しながら活用し、ふれあいの場を確保します

- ・自然観察会の開催、里山整備活動を体験できる場の提供（公園緑地課、北部丘陵整備課）

重点事業6 みどりの拠点整備【2-[1]-施策②】

概要	市内のみどりの拠点を充実させるため、薬師池公園周辺をはじめとする公園や緑地の整備を進めます。		
目標	① 今後5年間の都市計画公園・緑地整備施設数 ② 今後5年間の都市計画公園・緑地用地取得面積		
現状値	① — ② —	目標値	① 3施設（2016年度） ② 13.6 ha（2016年度）
実施時期	2012年度から実施		
所管課	公園緑地課		

重点事業7 街区公園の整備【2-[1]-施策③】

概要	身近なみどりを増やし、市民の憩いの場をつくるため、未整備の地区に市民に最も身近な街区公園を整備します。		
目標	今後5年間の街区公園整備箇所数		
現状値	—	目標値	5箇所（2016年度）
実施時期	2012年度から実施		
所管課	公園緑地課		

市民の取り組み

- 市内のみどりについて知りたいときは・・・
 - ・ 忠生公園（山崎町 1804-1）やかしの木山自然公園（成瀬 3084）などで行われている自然観察会や自然講座などに参加しましょう。
- 市内のみどりを増やすために・・・
 - ・ 屋上緑化、壁面緑化、みどりのカーテンづくり、ブロック塀の生垣化に取り組んでみましょう。
- 市内のみどりを守るために・・・
 - ・ 16 ページの関連情報で紹介している町田市ふるさとの森の保全管理活動や、みどりの維持管理活動に参加しましょう。

事業者の取り組み

- 市内のみどりを増やすために・・・
 - ・ 市内のみどりを増やすために、敷地内に樹木等のみどりを植えましょう。
 - ・ 屋上緑化、壁面緑化、みどりのカーテンづくりに取り組んでみましょう。
- 市内のみどりを守るために・・・
 - ・ 28 ページのコラムで紹介している東京グリーンシップ・アクションなどにより、市内の緑地での保全活動を行うことを検討しましょう。

2-[2] 水辺の保全・活用と水循環の健全化を進めます

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、（）：所管課

施策① 水辺環境を保全します

- ・水路改修時の周辺環境および生物多様性*への配慮（下水道整備課）
- ・市民協働による高ヶ坂松葉調整池の維持管理作業と生物調査の実施（下水道管理課）
- ・小野路川〔小野路1号雨水幹線・小川橋～岩子橋〕の整備に合わせた親水*施設の整備（下水道整備課）

施策② 湧水地の保全、地下水保全のため、^{すいげんかんよういき}水源涵養域の保全、雨水の浸透を図ります

- ・鶴見川・境川・恩田川等の水源涵養域*にある樹林地等の保全（公園緑地課）
- 道路の新設、改良工事時における歩道の透水性舗装の整備（道路整備課、道路補修課）
- ・宅地開発・中高層建築物に対する雨水貯留・浸透施設*設置の指導（下水道管理課、土地利用調整課）
- ・東京都環境確保条例に基づく地下水の揚水量の把握、必要に応じた地下水利用者への指導（環境保全課）
- ・湧水調査の継続、湧水地の保全の仕組みづくり（環境・自然共生課、環境政策課、環境保全課）

施策③ 町田の水辺の魅力を発信します

- ・イベントを通じた親水施設の紹介（下水道総務課、下水道整備課）
- ・「(仮称)まちだ水辺ガイドマップ」の配布（下水道総務課）
- 源流都市町田の魅力を発信（環境・自然共生課、下水道総務課）

重点事業 8 歩道の透水性舗装の整備【2-[2]-施策②】

概要	雨水を浸透させることで地下水を保全し水循環*の健全化を図るため、歩道の透水性舗装の整備を進めます。		
目標	透水性舗装面積の増加		
現状値	17,383 m ² (2010年度)	目標値	26,857 m ² (2016年度)
実施時期	継続実施		
所管課	道路整備課		

重点事業9 水辺の魅力の発信【2-[2]-施策③】

概要	市民の水辺に対する関心を高め、水辺の保全・活用を進めるため、水辺の魅力について情報発信を行います。		
目標	水辺とのふれあいについて満足している市民の割合の増加		
現状値	39.8 % (2010年度)	目標値	44.8 % (2016年度)
実施時期	2012年度から実施		
所管課	環境・自然共生課、下水道総務課		

市民の取り組み

- 子どもたちが遊べる水辺を守るために…
 - ・ 61 ページの解説で紹介している町田市のNPO法人の活動情報などを調べて、水辺の維持管理活動（清掃等）に参加しましょう。
- 湧水を保全・活用するために…
 - ・ 水辺環境や湧水を地域で守る活動に参加しましょう。
- 地下水を保全するために…
 - ・ 庭の雨水浸透性が増すように、緑地・裸地面積を増やすなどの工夫をしましょう。
 - ・ 雨水を貯留し、庭への散水などに利用しましょう。

事業者の取り組み

- 市内の水辺を守るために…
 - ・ 地域で実施されている水辺環境や湧水環境を守る活動へ参加しましょう。
- 地下水を保全するために…
 - ・ 事業所等に雨水貯留・浸透施設を設置しましょう。
 - ・ 必要以上に地下水を利用しないようにしましょう。

2-[3] 生物多様性の保全を進めます

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、（）：所管課

施策① 生物多様性に関する情報を発信します

- ・生物多様性の確保や外来生物*対策に関する市の方針、取り組み状況の発信、啓発活動の実施（環境・自然共生課）
- ・市内の自然環境保全団体の情報を共有する場づくりの検討[貴重な生物の確認位置等の情報共有等]（環境・自然共生課）
- ・自然観察会、学習会等の開催（公園緑地課）

施策② 生物多様性の現状把握を行います

- 市内の生物の生育・生息状況の把握（環境・自然共生課、公園緑地課）

施策③ 生物多様性保全の取り組みを検討、実施します

- 市内の生物多様性保全のための仕組みづくり（環境・自然共生課、環境政策課）
- ・学校におけるビオトープ*の創出、活用（指導課）
- ・自然環境保全団体との協働による、貴重な生物の保全推進（公園緑地課）

施策④ 外来生物対策を進めます

- ・生態系や農業生産に被害を及ぼす外来生物の防除（農業振興課、北部丘陵整備課）
- ・外来生物の適正な飼育・管理の普及啓発（環境・自然共生課）

重点事業 10 生物多様性保全のための仕組みづくり【2-[3]-施策②・施策③】

概要	生物の生育・生息情報を把握し、その情報に基づき、市内の生物多様性保全のための仕組みづくりを行います。		
目標	生物多様性保全のための仕組みの構築		
現状	—	目標	仕組みの構築及び運用 (2014年度)
実施時期	2012～2013年度：生物の状況調査の実施 2014年度：仕組みの構築及び運用		
所管課	環境・自然共生課、環境政策課		

市民の取り組み

- 市内に生育・生息する生き物を知りたいときは・・・
 - ・ 忠生公園やかしの木山自然公園などで行われている自然観察会や自然環境についての環境講座に参加しましょう。
- 多様な生き物の生育・生息環境を守るために・・・
 - ・ 自然環境保全活動や、多様な生き物の生育・生息環境づくり、その維持管理活動等に参加しましょう。
 - ・ 生物の生育・生息環境を増やすために、庭に花や木を植えることを検討しましょう。
- 生き物を飼育するときは・・・
 - ・ 地域の自然環境に悪影響を与えないために、ペットは最後まで看取りましょう。なお、町田動物愛護の会では、やむを得ない事情により飼育が困難になった犬・猫の新たな飼い主を探すキャンペーンを毎月行っています。
 - ・ 野外で捕まえた生き物を放すときは、元の場所に返しましょう。

事業者の取り組み

- 事業を計画するときは・・・
 - ・ 生き物の生育・生息環境に配慮しましょう。
 - ・ 植栽を行う際は、外来種をできる限り避け、地域にもともと生育している在来種を導入しましょう。
- 多様な生き物の生育・生息環境を守るために・・・
 - ・ 28 ページのコラムで紹介している東京グリーンシップ・アクションへの参加などにより、市内で自然環境保全活動を行いましょう。
 - ・ 生物の生育・生息環境を増やすために、事業所の敷地に花や木を植えましょう。

コラム：外来生物とは・・・

外来生物とは、もともとその地域に生育・生息していなかったが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指します。アライグマやアレチウリなど、法律で定められた特定外来生物は、生態系、人の生命や身体、農林水産業へ被害を及ぼすおそれがあります。そのほか、薬師池公園等で多く見られるアカミミガメ（縁日などでミドリガメとして売られている）は、法律による規制はありませんが、生態系に悪影響を及ぼしうる要注意外来生物に指定されています。



アレチウリ

2-[4] 谷戸の環境と農地・農業を守ります

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、（）：所管課

施策① 谷戸の環境を保全し、活用します

- 北部丘陵の整備（北部丘陵整備課）
 - ・ 樹林地の管理による里山の適正な更新（公園緑地課）
 - ・ 東京都への緑地里山保全地域指定の要請（公園緑地課）
 - ・ 市民を対象とした里山管理講習会の実施（公園緑地課）
 - ・ 市民参加による自然環境学習会や農業体験による谷戸環境の再生管理（公園緑地課、北部丘陵整備課、農業振興課）

施策② 多面的機能を有する農地を保全するため、農業支援を進めます

- ・ 農産物直売所の開設・運営の支援（農業振興課）
- ・ 水田保全奨励金の交付（農業振興課）
- 遊休農地の耕作希望者へのあっせん（農業振興課）
 - ・ 市街化調整地域の耕作放棄地の解消（農業振興課）
 - ・ 援農ボランティア*の育成を行う市内NPO法人に対する経営助成（農業振興課）
 - ・ 農業研修事業、米作り体験農業の実施（農業振興課）

施策③ エコファーマーの育成を進めます

- ・ エコファーマー認定事業者の拡大（農業振興課）
- ・ エコファーマーによる事業の支援（農業振興課）

施策④ 市民が農業とふれあえる機会を提供します

- ・ 市民農園、体験農園の開設・運営（農業振興課）
- ・ 農業体験機会の提供（農業振興課、指導課）

施策⑤ 町田の農産物の地産地消を進めます【再掲(1-[3]-施策⑤)】

- ・ 学校給食での地場産農産物の利用推進（農業振興課）
- ・ 地場産農産物の販売支援を行う団体の育成（農業振興課）
- ・ 「町田市農産物直売所マップ」[28 ページの解説で紹介]のPR（農業振興課）

重点事業 11 北部丘陵の整備【2-[4]-施策①】

概要	北部丘陵が持つ資産を磨き、地域の価値を高めるため、谷戸の環境を保全・活用していきます。		
目標	北部丘陵地域内整備事業用地の活用面積の増加		
現状値	27.8 ha (2010年度)	目標値	43.9 ha (2016年度)
実施時期	継続実施		
所管課	北部丘陵整備課		

重点事業 12 遊休農地のあっせん【2-[4]-施策②】

概要	休耕している農地を耕作希望者にあっせんすることで遊休農地の活用を図り、農業振興を行います。		
目標	農地あっせん件数		
現状値	0件 (2011年度)	目標値	30件 (2016年度)
実施時期	継続実施		
所管課	農業振興課		

市民の取り組み

- 町田市の谷戸を含む里山環境について知りたいときは・・・
 - ・ 31 ページのコラムで紹介している町田市のフットパスコースを歩いてみましょう。
- 町田市の谷戸を含む里山環境を守るために・・・
 - ・ 雑木林の間伐や下草刈り等の管理活動や講習会に参加しましょう。
- 町田市の農業を知りたいときは・・・
 - ・ 町田市ふるさと農具館（野津田町 2288）や 11 月に行われる町田市農業祭に行ってみましょう。

関連情報：鶴見川源流保水の森保全活動

町田市では鶴見川の源流域の豊かなみどりと水辺、多様な生物を保全していくため、さまざまな活動を行っています。雑木林の荒廃をくいとめるための竹の伐採や下草刈りなどの整備作業、ボランティア体験セミナー、自然環境学習会、植樹会など随時市民の参加を募集しています。

[お問い合わせ] 経済観光部 北部丘陵整備課

➤ **町田市の農地・農業を守るために・・・**

- ・ 解説で紹介している「農産物直売所マップ」等を参考にして、**町田産農産物**を積極的に購入しましょう。
- ・ 援農ボランティアに参加してみましょう。
- ・ 市民農園や体験農園で野菜等を栽培してみましょう。
- ・ 農地を守る活動に積極的に参加・協力しましょう。

解説：町田産農産物を買うには・・・

町田産農産物は、J A町田市アグリハウスや市内農家による農産物直売所で購入できます。また、日曜朝市でも購入できます。

市内農家による農産物直売所、町田市内の農業に関する施設やイベントが掲載された「町田市農産物直売所マップ」を、下記の場所において、無料で配布しています。また、ホームページでも見ることができます。

日曜朝市は、毎月第一日曜日午前7時から8時に、町田市教育センター校庭（町田市木曽東 3-1-3）で行っています。



町田市農産物直売所マップ

〈配布場所〉

広聴課（市民相談室）／各市民センター／木曽山崎・玉川学園文化センター／町田駅前連絡所・南町田駅前連絡所／消費生活センター／町田市農業協同組合本店・各支店／アグリハウス／農業振興課

コラム：東京グリーンシップ・アクション

東京に残された貴重な自然環境である、森林や里山等を保全していくために、東京都が指定した保全地域内において、企業・NPO法人等と連携した自然環境保全活動が実施されています。

2009年度は、町田市の国師小野路歴史環境保全地域、七国山緑地保全地域で下草刈等の緑地保全活動が実施されました。毎年、東京都環境局ホームページで参加企業を募集しています。

事業者の取り組み

- 事業を計画するときは…
 - ・ 里山環境に配慮した計画をたてましょう。
- 環境に配慮した農業を進めるために…
 - ・ 農業者は、東京都知事が認定するエコファーマーを目指しましょう。
- 農地を活用するために…
 - ・ 所有する農地を農業体験の場として活用することを検討しましょう。
- 農産物を売り買いするときは…
 - ・ 売るとき：できる限り町田市内で販売されるルートを選びましょう。
 - ・ 買うとき：町田産農産物を積極的に購入しましょう。

関連情報：町田市のみどりの特徴

市内の樹林地のほとんどは、クヌギやコナラを中心とした雑木林であり、その多くが北部丘陵にまとまって分布しています。北部丘陵に多くある谷戸では昔からクヌギやコナラ等で炭を作り、暖房や台所の燃料などで使っていましたが、燃料としての利用が減り、管理が十分に行われていない雑木林がみられるようになっていきます。

市内には、市が指定した市民の森（2011年3月時点で市内6箇所）や緑地保全の森（2011年2月時点で市内50箇所）があります。また、芹ヶ谷公園やかしの木山自然公園などの大きな公園があります。

市民の皆様や地域団体の方に清掃管理団体へご登録（2011年度には180団体361公園）いただき、公園の清掃や除草などの維持管理にご協力いただいています。



町田市ふるさとの森での自然観察会

[お問い合わせ] 都市づくり部 公園緑地課

2-[5] 歴史的文化的環境を守ります

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、（）：所管課

施策① 歴史的文化的環境を保全します

- ・国・都・市指定史跡の整備事業の実施（生涯学習総務課）
- ・文化財保護の一環として、国・都・市指定史跡の広報活動の実施（生涯学習総務課）

施策② 自然や歴史・文化とのふれあいを進めます

- フットパスの普及促進（産業観光課）
- ・観光交流拠点、情報発信拠点の整備（産業観光課）
- ・自然観察会、学習会等の開催（公園緑地課）

重点事業 13 フットパスの振興【2-[5]-施策②】

概要	安全かつ快適にフットパスウォークを楽しめるように、ルートのだ標や案内板などの整備を進めます。フットパスウォークを通じて、地域の歴史・文化、自然の豊かさを感じることで、それらを保全していくことの意識高揚に繋げていきます。		
目標	道標整備が完了したフットパスルート数の増加		
現状値	1ルート（22ルート中） （2010年度）	目標値	7ルート（2016年度）
実施時期	継続実施		
所管課	産業観光課		

市民の取り組み

- 町田市の歴史的文化的環境を知りたいときは・・・
 - ・町田市のフットパスコースを歩いてみましょう。
 - ・昔からの生活環境を知ることのできる場（ふるさと農具館等）で町田の文化・歴史を学びましょう。
- 町田市の歴史的文化的環境を守るために・・・
 - ・フットパスコースなどを歩く際は、コラムで紹介している「フットパスを歩くときの注意」を守りましょう。

事業者の取り組み

- 事業を計画するときは・・・
 - ・貴重な自然環境と一体的に維持・保全を考えていくべき史跡や古道などの歴史的遺産や地域文化、原風景などの歴史的文化的環境*に配慮しましょう。

コラム：町田市のフットパス

■フットパスとは・・・

イギリスを発祥とする「森林や田園地帯、古いまち並みなど、地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと(Foot)ができる小径(こみち：Path)」のことです。

町田市域には、フットパスコースにふさわしい昔ながらの里山風景、雑木林、田畑、古街道、歴史の面影などが随所に残されており、これらを繋いだ魅力あるフットパスコースがあります。

「まちだフットパスガイドマップ」、
「まちだフットパスガイドマップ2」
は、町田市内の書店で販売しています。

■フットパスを歩くときの注意

地元の方への感謝の気持ちを持って行動し、道を外れての田畑・樹林・屋敷などへの立ち入りや、ゴミの放置、動植物・山菜・農作物の採取などの行為は、絶対に行わないでください。



まちだフットパスガイドマップ
価格：800円＋税

3. 持続可能な循環型社会の構築

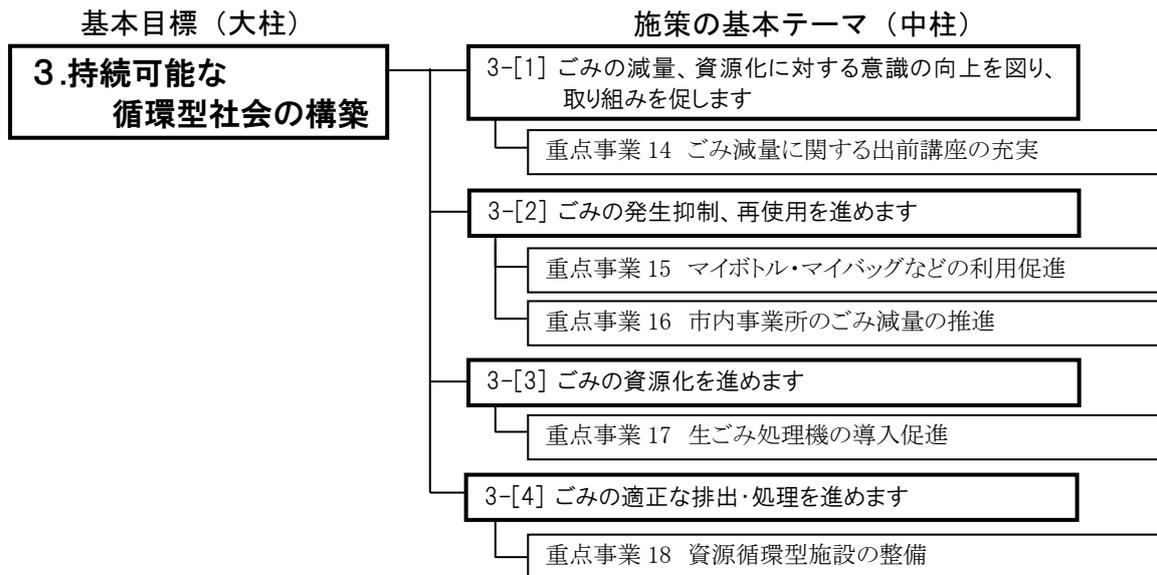
～ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり～

2021年度までの達成目標

- ごみとして処理する量(2009年度、9万9千t)を40%削減し、2020年度に6万tにします^{注)}【町田市一般廃棄物資源化基本計画*】
- 一人一日あたりのごみとして処理する量(2010年度、842g/人・日)を、2020年度までに782g/人・日に削減することを目指します^{注)}。【町田市一般廃棄物資源化基本計画】
- 資源化率*(2010年度、26.7%)を、2020年度までに54%まで高めることを目指します^{注)}。【町田市一般廃棄物資源化基本計画】

注)「町田市一般廃棄物資源化基本計画」(2011年4月策定)にあわせて、2020年度の目標値を示しています。2021年度以降の目標については、「町田市一般廃棄物資源化基本計画」の見直し時に整合を図ります。

体系図



循環型社会*の構築のため、以下の関連情報で紹介しているリサイクル広場を利用するなど、リサイクルできるものはリサイクルしていきましょう。

関連情報：リサイクル広場まちだ

今まで家庭ごみとしていた物の中からリサイクルできる品目を市民の方に持ち込んでいただく場として、リサイクル広場まちだがあります。（下小山田町 3267-20、町田リサイクル文化センター隣接地）

下記の対象品目をお持ちいただくと、トイレットペーパーと交換出来るポイントカードを発行しています。また、持ち込まれた食器を再利用してもらう、くるくるコーナーもあります。

開設は、毎週の月曜日から土曜日まで（祝日、年末年始を除く）、開設時間は午前8時30分～午後4時までです。

なお、成瀬クリーンセンター、鶴川市民センター、境川クリーンセンター、鶴川団地センター名店街広場、相原中央公園では、月1回の移動リサイクル広場を開催しています。

【対象品目】陶磁器・ガラス食器、廃食用油、紙容器、洗剤の計量スプーン、ペットボトルのふた、パン袋の留め具、家庭金物、ビデオテープ、インクカートリッジ



リサイクル広場まちだ

【お問い合わせ】 環境資源部 3R推進課

関連情報：地域リサイクル広場

町田市では、市が主催するリサイクル広場まちだとは別に、地域が自主的に運営する「地域リサイクル広場」があります。

地域団体と市で、地域の実態に合ったリサイクル広場のあり方を考え、協定を締結します。

地域で取り組むことで、リサイクル広場が身近で利用しやすくなり、さらなるごみの減量と資源化が期待できます。現在5団体が行っています。



リサイクル広場・三輪緑山

【対象品目】陶磁器・ガラス食器、廃食用油、紙容器、洗剤の計量スプーン、ペットボトルのふた、パン袋の留め具、家庭金物、ビデオテープ、インクカートリッジ

【お問い合わせ】 環境資源部 3R推進課

3-[1] ごみの減量、資源化に対する意識の向上を図り、 取り組みを促します

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、（）：所管課

施策① 3Rについて普及啓発を進め、排出抑制を促します

- ・ごみの減量を意識づけるためのホームページ等の充実（環境政策課、3R推進課、資源循環課）
- ・広報紙による啓発（環境政策課、3R推進課、資源循環課）

施策② ごみの減量、分別排出の徹底に関する市民の学習の機会を提供します

- 3R*に関する出前講座*の充実（3R推進課）
- ・ごみ減量に関する体験型学習機会の充実（3R推進課、資源循環課、小学校）
- ・町田リサイクル文化センター等の見学機会の充実（資源循環課）

施策③ 市民・市民団体・事業者との協働によるごみ減量の啓発活動を進めます

- ・廃棄物減量等推進員*との地域活動の促進（3R推進課）
- ・市民・市民団体・事業者の活動を支援（3R推進課）

重点事業 14 ごみ減量に関する出前講座の充実【3-[1]-施策②】

概要	ごみの減量についての意識の向上を図るため、地域や学校、幼稚園などへのごみについての出前講座を継続して開催します。また、講座内容の充実を図ります。		
目標	出前講座実施回数の増加		
現状値	36回／年（2010年度）	目標値	50回／年（2016年度）
実施時期	継続実施		
所管課	3R推進課		

市民の取り組み

- ▶ 町田市のごみに関する取り組みを知りたいときは・・・
 - ・町田市のホームページや市内各戸配布の「ごみナクナーレ」「eco まちだ」などの広報紙を確認してみましょう。
 - ・エコフェスタ等のイベントに参加してみましょう。
 - ・町田リサイクル文化センターや町田市剪定枝資源化センター等の施設を見学してみましょう。
 - ・リサイクル広場まちだに行ってみましょう。
- ▶ 地域のごみ減量の取り組みに参加しようと思ったときは・・・
 - ・廃棄物減量等推進員と一緒に活動をしてみましょう。
 - ・関連情報で紹介している出前講座、33 ページの関連情報で紹介している地域住民主体で行う地域リサイクル広場の運営に参加してみましょう。

事業者の取り組み

- ▶ 町田市のごみに関する取り組みを知りたいときは・・・
 - ・町田市のホームページや広報紙等を確認してみましょう。
- ▶ ごみ減量の取り組みに参加しようと思ったときは・・・
 - ・55 ページの関連情報で紹介している町田エコフェスタに参加してみましょう。
 - ・出前講座を利用しましょう。

関連情報：出前講座の利用方法

町田市では、さまざまなテーマについての出前講座を実施しています。出前講座は、市民からの依頼に応じて開催します。

「資源とごみ」をテーマにした出前講座は、環境資源部の職員が講師となり、学校や町内会等で開催しています。2010 年度は、小学校 21 校と保育園 1 ヶ所で行いました。



出前講座の様子

[お問い合わせ] 環境資源部 3R推進課

3-[2] ごみの発生抑制、再使用を進めます

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、（）：所管課

施策① 家庭におけるごみの減量・発生抑制を促進します

- ごみを出さない生活習慣の呼びかけの実施（3 R 推進課）
 - ・ 有料指定収集袋利用制度の継続（3 R 推進課）
 - ・ 回収した粗大ごみの修理、販売（3 R 推進課）

施策② 事業系ごみの減量を促進します

- 事業所から出る可燃ごみの発生抑制*と分別意識の普及、訪問調査の実施（3 R 推進課）

施策③ 市内イベントでのごみの発生抑制の取り組みを推進します

- ・ 市内でのイベント開催時におけるリユース食器の利用促進など、ごみが出ないイベント開催の支援（3 R 推進課）

重点事業 15 マイボトル・マイバッグなどの利用促進【3-[2]-施策①】

概要	ごみの発生抑制を図るため、マイボトル・マイバッグなどの利用促進のキャンペーンを行います。		
目標	キャンペーンの実施回数の増加		
現状値	1回／年（2010年度）	目標値	5回／年（2016年度）
実施時期	継続実施		
所管課	3 R 推進課		

重点事業 16 市内事業所のごみ減量の推進【3-[2]-施策②】

概要	市内事業所へ訪問調査及びごみ減量の指導を行い、事業系ごみの減量を図ります。		
目標	市内事業所への訪問件数の増加		
現状値	55件／年（2010年度）	目標値	100件／年（2016年度）
実施時期	継続実施		
所管課	3 R 推進課		

市民の取り組み

- ものを使用するときは…
 - ・家具や電化製品等は、修理しながら長く利用しましょう。
 - ・不要になった衣類や書籍、雑貨等は、フリーマーケットに出品したり、リサイクルショップに売るなど、再使用*を考えてみましょう。
- 商品を購入するときは…
 - ・環境配慮型の商品、リサイクル品やリユース品（中古品）の購入を検討しましょう。
 - ・使い捨て商品は、できるだけ購入しないようにしましょう。
 - ・不要な包装は断りましょう。
- 外出のときは…
 - ・マイボトル、マイバッグなどの利用を心がけましょう。
 - ・街頭での無料配布物は、必要がなければ断りましょう。

事業者の取り組み

- 商品開発を行うときは…
 - ・環境に配慮した商品や廃棄時のことを考えた商品の開発を心がけましょう。
- 商品を購入するときは…
 - ・環境配慮型の商品、リサイクル品やリユース品（中古品）の購入を検討しましょう。
 - ・使い捨て商品の購入は控えましょう。
- 従業員には…
 - ・ごみ減量を促すとともに、ごみの分別意識を徹底しましょう。
 - ・マイボトル、マイバッグなどの利用を従業員に奨励しましょう。
- 商品を販売するときは…
 - ・不要な包装はやめましょう。
 - ・消費者にマイボトル、マイバッグの持参を広めるための取り組みを行いましょう。

3-[3] ごみの資源化を進めます

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、（）：所管課

施策① 生ごみの資源化を図ります

- 生ごみ処理機*等の購入補助制度や大型生ごみ処理機の貸与制度などによる生ごみの資源化*の推進（3R推進課）
- ・ 生ごみのバイオマス化の調査・研究（循環型施設整備課）

施策② プラスチックの資源化を図ります

- ・ 容器包装プラスチック*の資源化（循環型施設整備課）
- ・ 製品プラスチック等のリサイクル対象品目拡大の検討（3R推進課、資源循環課）

施策③ 生活や社会活動から発生するごみの資源化を図ります

- ・ 剪定枝の資源化・有効利用の推進（資源循環課）
- ・ リサイクル広場まちだでの回収品目追加の検討（3R推進課）
- ・ 地域住民主体で運営する地域リサイクル広場の拡大（3R推進課）
- ・ 搬入廃棄物の分別による再資源化*の促進（資源循環課）
- ・ 事業所の紙ごみリサイクルの促進

重点事業 17 生ごみ処理機の導入促進【3-[3]-施策①】

概要	生ごみの資源化を進めてごみの発生抑制を図るため、たい肥化容器や生ごみ処理機の購入補助制度などを活用し、生ごみ自家処理の普及を進めます。		
目標	生ごみ自家処理世帯数の増加		
現状値	8,676 世帯（2010 年度）	目標値	10,000 世帯（2016 年度）
実施時期	継続実施		
所管課	3R 推進課		

市民の取り組み

- 資源ごみを排出するときは…
 - ・市による資源回収、地域資源回収やリサイクル広場などでの拠点回収に協力しましょう。
- 生ごみは…
 - ・生ごみ処理機や、たい肥化容器等を利用して、家庭からの生ごみの排出量を少なくしましょう。
- 商品を購入するときは…
 - ・再生品を使った製品などを購入しましょう。
 - ・リサイクルしやすいものを購入しましょう。

事業者の取り組み

- ごみを排出するときは…
 - ・資源化できるものは、収集運搬業者やリサイクル業者に依頼し、資源化しましょう。
- 商品開発を行うときは…
 - ・リユースやリサイクルしやすい商品、再生品を使った商品の開発を心がけましょう。
- 商品を購入するときは…
 - ・再生品を使った製品などを購入しましょう。
 - ・リサイクルしやすいものを購入しましょう。
- 商品を販売するときは…
 - ・再生品を使った製品やリサイクル製品の販売を検討しましょう。

関連情報：生ごみ自家処理

生ごみの自家処理とは、たい肥化容器や生ごみ処理機などを利用して、生ごみをたい肥化し、家庭菜園やプランターなどで活用することです。このことにより、家庭での生ごみ減量につながります。

町田市では、生ごみの資源化を進めてごみの発生抑制を図り、家庭での生ごみ自家処理を進めるため、たい肥化容器や生ごみ処理機の購入費の補助を行っています。

たい肥化容器、生ごみ処理機の現物は、町田リサイクル文化センターの温室で見ることができます。



たい肥化容器、生ごみ処理機の展示

[お問い合わせ] 環境資源部 3R推進課

3-[4] ごみの適正な排出・処理を進めます

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、（）：所管課

施策① ごみ排出ルールの周知徹底等の普及啓発を進め、適正な排出を促します

- ・ごみの出し方・分別等の情報を発信するホームページ等の充実（3R推進課、資源循環課）
- ・広報紙による啓発（3R推進課、資源循環課）
- ・事業系ごみ搬入物検査機の導入による、ごみの適正排出に関する指導の徹底（資源循環課）

施策② 適切にごみ収集と運搬の効率化を図ります

- ・リレーセンター*への大型コンテナ車の導入、収集車両の適正配置によるごみ収集・運搬の効率化（3R推進課）
- ・ごみの収集車両として天然ガス車、ハイブリッド車等の導入推進（3R推進課）
- ・プラスチックの資源化施設や生ごみ資源化施設などの新しい施設に対応した収集方法の検討（3R推進課、環境政策課）

施策③ 安全で適切にごみ処理を行います

- ・ごみの適正処理に関する情報のコールセンターによる案内、配布物等による情報提供（資源循環課）
- ・不法投棄された家庭用機器のフロンの適正処理（資源循環課）

施策④ 焼却灰等の有効利用を継続します

- ・清掃工場で発生した焼却灰等のエコセメント*化による資源化（資源循環課）
- ・下水処理場の汚泥焼却灰、沈砂のセメント原料等としての再資源化（水再生センター）

施策⑤ 資源化施設のあるべき姿を検討し、施設の整備を進めます

- ・ビン・カンや金属、ガラス等を分別し、資源化するための総合資源化施設の整備（循環型施設整備課）
- プラスチック資源化施設や生ごみ資源化施設、焼却施設等の整備（循環型施設整備課）
- ・生ごみのバイオガス化施設の設置検討（循環型施設整備課）

重点事業 18 資源循環型施設の整備【3-[4]-施策⑤】

概要	ごみの減量と今まで焼却していたごみの資源化を進めるため、市民協働による「町田市資源循環型施設整備基本計画」（以下、「施設整備基本計画」といいます。）を策定し、プラスチックの資源化施設や生ごみ資源化施設、焼却施設等の整備を進めます。		
目標	資源循環型施設の整備		
現状	「施設整備基本計画」を策定中	目標	施工業者決定（2016年度）
実施時期	2012年度：「施設整備基本計画」策定 2014～2015年度：環境影響評価実施 2016年度：施工業者決定		
所管課	循環型施設整備課		

市民の取り組み

- ごみを排出するときは…
 - ・ 分別ルールを守り、分別回収に協力しましょう。
 - ・ 市内全戸配布の「資源とごみの収集カレンダー」で収集日やごみの出し方を確認し、ごみを正しく出しましょう。

事業者の取り組み

- ごみを排出するときは…
 - ・ 事業活動で出るごみは、事業者の責任で処理することが必要です。ごみを分別し、資源化できるものは資源化し、資源化できないものは事業系一般廃棄物、産業廃棄物の種類に応じて適正に処理しましょう。

関連情報：町田リサイクル文化センター

ごみの焼却、及びリサイクル品を展示・販売する施設であり、資源のリサイクルと余熱利用を行っています。施設内には、余熱を利用した温室があります。

予約をして施設内を見学することができます。

[お問い合わせ] 環境資源部 資源循環課



リサイクル文化センター

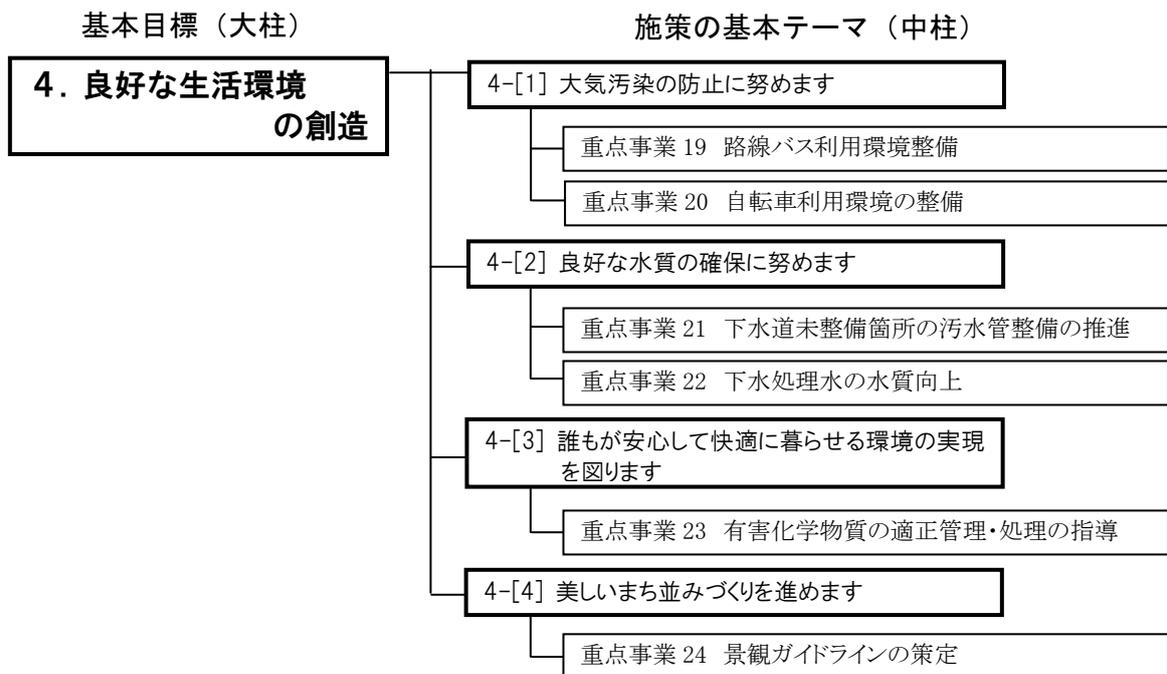
4. 良好な生活環境の創造

～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～

2021年度までの達成目標

- 大気に関するすべての項目での環境基準*の達成を目指します。
(対象：SO₂（二酸化硫黄）*、NO₂（二酸化窒素）*、SPM（浮遊粒子状物質）*、O_x（光化学オキシダント）*)
- 鶴見川、境川、恩田川の水質に関するすべての項目での環境基準の達成を目指します。
(対象：pH（水素イオン濃度）*、BOD（生物化学的酸素要求量）*、SS（浮遊物質質量）*、DO（溶存酸素量）*)
- 居住地の周辺環境について満足している市民の割合（2011年度、62.7%）の5ポイント増の67.7%を目指します。

体系図



良好な生活環境の創造のため、以下の関連情報で紹介している道路の清掃や景観づくりなどに参加しましょう。

関連情報：みちピカ町田

「誰もが安心して快適に道路を利用できること」を目指して、「みちピカ町田」を呼びかけています。この取り組みは、一人ひとりの手で道路をより良くしようと心がけ、行動するだけで、どなたでも今すぐ始められます。

運動の輪を広げるために、玄関の前などに貼る「みちピカ町田」ステッカーを道路管理課の窓口で配布しています。家庭用と事業所用の2種類をご用意しています。

【お問い合わせ】 建設部 道路管理課



玄関先にステッカーをはった様子

4-[1] 大気汚染の防止に努めます

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、（）：所管課

施策① 大気汚染状況を監視し、市民へ公表します

- ・市内の大気環境の把握〔常時監視（都）、沿道大気調査（市）〕（環境保全課）
- ・大気調査結果や大気汚染情報等の収集及び周知・提供（環境保全課）
- ・光化学スモッグ注意報*等発令時の周知（環境保全課）

施策② 事業活動での大気汚染物質の発生を抑制します

- ・事業者への法令に基づく指導や要請（環境保全課）
- ・野外焼却防止のためのパトロールの実施や広報等による啓発（環境保全課）

施策③ 自動車利用を控え、公共交通利用を進めます【再掲(1-[3]-施策②)】

- 路線バスの利用環境整備及び地域コミュニティバスの運行（交通事業推進課）
- ・連節バスシステムの導入・バス路線網の再編と乗り継ぎシステムの整備（交通事業推進課）
- ・ノーマイカーデーの設定などによる公共交通利用の推進（環境・自然共生課）

施策④ 低公害車の普及促進等を図ります【再掲(1-[3]-施策③)】

- ・電気自動車等の低公害車普及促進（環境・自然共生課）
- ・エコドライブの周知、普及・啓発、エコドライブ教習会の実施（環境・自然共生課）
- ・市内におけるカーシェアリングの普及促進（環境・自然共生課）
- ・低公害車〔天然ガス自動車・ハイブリッド車・電気自動車等〕の公用車への導入検討、実施（管財課）

施策⑤ 自転車利用環境の整備を進めます【再掲(1-[3]-施策④)】

- 自転車駐車場の設置の指導、自転車等駐車を整備する事業者に対する補助金の交付〔放置自転車等対策事業、民営自転車等駐車場助成事業〕（交通安全課）
- 公営自転車駐車場の整備〔自転車駐車場整備事業〕（交通安全課）
- 自転車走行レーンの整備検討（建設総務課）
- ・市職員の近隣移動時等の自転車利用の推進（環境・自然共生課）

重点事業 19 路線バス利用環境整備【4-[1]-施策③】

概要	大気汚染物質の発生原因となる自動車の利用を減らして公共交通利用を進めるため、連節バスシステムの導入やバス路線網の再編、乗り継ぎシステムの整備を進めます。		
目標	① バス路線網の再編 ② 乗り継ぎシステムの整備		
現状値	① ー ② ー	目標値	① 着手（2016年度） ② 着手（2016年度）
実施時期	① ～2015年度：検討、2016年度：着手 ② ～2015年度：検討、2016年度：着手		
所管課	交通事業推進課		

重点事業 20 自転車利用環境の整備【4-[1]-施策⑤】

概要	大気汚染物質を排出しない自転車の利用を進めるため、自転車走行空間の整備や駅前に公営・民営自転車等駐車場の整備を進めます。		
目標	① 自転車レーン設置 ② 自転車等駐車場の収容台数の増加		
現状値	① ー ② 18,578台（2010年度）	目標値	① 2 km（2014年度） ② 19,500台（2016年度）
実施時期	① 2014年度：設置 ② 2012年度：施設整備着手 民間事業者による施設整備の補助金交付の継続実施		
所管課	建設総務課、交通安全課		

市民の取り組み

- ごみを出すときは…
 - ・ごみの自家焼却はやめ、ルールに従ってごみを出しましょう。
- 外出するときは…
 - ・外出時や通勤時は、できる限り、徒歩、自転車、公共交通機関を利用しましょう。
- 移動に自動車を使うときは…
 - ・47 ページのコラムを参考に、不必要なアイドリングをやめるなど、エコドライブを行いましょ。
 - ・ハイブリッド車や電気自動車等の低公害車を積極的に選択しましょ。
 - ・自動車の点検整備を定期的に行い、低燃費で走行しましょ。

事業者の取り組み

- ごみを排出するときは…
 - ・悪臭やばい煙発生防止のため、ビニールハウス資材などの農業廃棄物は自家焼却せず、産業廃棄物として適正に処理しましょ。
- 機器・資材を購入するときは…
 - ・揮発性有機化合物（VOC）の少ない塗料など、低VOC製品を選択しましょ。
 - ・事業所などで小さなボイラーを導入する際は、低NOx型小規模燃焼機器を選択しましょ。
- 外出するときは…
 - ・外出時や通勤時は、できる限り徒歩、自転車、公共交通機関を利用しましょ。
 - ・社内におけるノーマイカーデーなどを設定しましょ。
- 移動に自動車を使うときは…
 - ・不必要なアイドリングをやめるなど、エコドライブを行いましょ。
 - ・ハイブリッド車や電気自動車等の低公害車を積極的に購入しましょ。
 - ・自動車の点検整備を定期的に行い、低燃費で走行しましょ。

コラム：エコドライブ 10 のすすめ

エコドライブは、自動車の運転によって排出される大気汚染物質や二酸化炭素を削減し、燃費向上や交通安全にもつながります。つまり、エコドライブは地球にもお財布にもやさしい車の使い方です。

エコドライブを実践するための「エコドライブ 10 のすすめ」を参考に、取り組んでみましょう。

【エコドライブ 10 のすすめ】

- エ エンジンブレーキを使いましょう。
「停止位置を予測して、早めのアクセルオフ」
- エ エアコンの使用は控えめに。
「エアコンの温度設定はこまめに調節」
- ふ ふんわりアクセル e スタート。
「発進は一呼吸おいて徐々にアクセル」
- う ウォームアップは適切に。
「暖気運転は適切に」
- けい 計画的なドライブを。
「出かける前に渋滞などの情報をチェックしましょう」
- に 荷物は必要なモノだけを。
「不要な荷物は積まないようにしましょう」
- あ アイドリングストップ。
「無用なアイドリングをやめましょう」
- い 違法駐車はやめましょう。
「渋滞を招くので、違法駐車はやめましょう」
- たい タイヤの空気圧チェック。
「タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう」
- ね 燃費の良い加減速の少ない運転を。
「車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行をしましょう」

「エコドライブ 10 のすすめ」の頭文字をつなげると「エエふうけいにあいたいね。」青い空を思いながら、実践してみませんか？

出典：「エコドライブ 10 のすすめ」（九都県市あおぞらネットワーク）

4-[2] 良好な水質の確保に努めます

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、（）：所管課

施策① 污水管の整備と合併処理浄化槽の普及による適正な汚水処理対策を進めます

- 市街化区域における污水管整備の推進〔相原方面の市街化区域他〕（下水道整備課）
- ・ 合併処理浄化槽*の適切な維持管理の指導強化（下水道整備課）
- ・ 市街化調整区域における合併処理浄化槽の設置促進、設置補助（下水道整備課）
- ・ 市街化調整区域における污水管と合併処理浄化槽を併用した汚水処理手法の検討（下水道整備課）

施策② 河川へ放流する下水処理水の水質向上を図ります

- 下水処理場〔鶴見川クリーンセンター〕における、処理施設の増設による高度処理*化の推進（水再生センター）
- 下水処理場〔鶴見川クリーンセンター〕の既存施設の設備改造、運転管理の工夫による、準高度処理*化の推進（水再生センター）

施策③ 水質汚濁物質の排出抑制のため、市民・事業者への働きかけを推進します

- ・ 水質汚濁防止法・東京都環境確保条例に基づく、河川等への直接排水を行う事業者への調査や指導の実施（環境保全課）
- ・ 下水道法に基づく、下水道に排水を行う事業者への調査や指導の実施（水再生センター）
- ・ 特定施設未届事業場の発見と、届出の指導の実施（下水道管理課、環境保全課）
- ・ 規制対象外事業者へのグリース阻集器〔下水道に直接油が流出する事を防ぐ装置〕等の管理に関する啓発（下水道管理課）
- ・ 工場・事業場による土壌・地下水汚染の防止のため、土壌汚染状況報告等の受理や指導の実施（環境保全課）
- ・ 土壌や地下水汚染の防止のため、農薬や施肥の適正量の利用及び低減に向けた啓発の実施（農業振興課）
- ・ 水洗化の普及促進（下水道整備課）
- ・ 下水処理場への市民等の施設見学受け入れや、正しい下水道の利用方法の啓発（水再生センター、下水道管理課）

施策④ 市内の主要河川等において、定期的な水質調査を実施します

- ・ 主要河川である鶴見川、境川、恩田川等の生物相*調査・河川調査・地下水有機溶剤に関する調査の実施とホームページ等での調査結果の公表（環境保全課）
- ・ 境川の流域自治体間での水質に関する情報交換（環境保全課）

重点事業 21 下水道未整備箇所の污水管整備の推進【4-[2]-施策①】

概要	汚水を適正に処理し、河川水質の向上を図るため、市街化区域の下水道の整備を推進します。		
目標	下水道人口普及率*の増加		
現状値	95.7 % (2010 年度)	目標値	98.1 % (2016 年度)
実施時期	継続実施		
所管課	下水道整備課		

重点事業 22 下水処理水の水質向上【4-[2]-施策②】

概要	下水処理場（鶴見川クリーンセンター）の処理施設の増設及び設備改造により、下水処理水の水質向上を図ります。		
目標	高度処理化率の増加（準高度処理を含む）		
現状値	9.8 % (2010 年度)	目標値	19.4 % (2016 年度)
実施時期	【高度処理施設の導入】 2012～2014 年度：増設工事、2015 年度：高度処理施設稼動 【準高度処理の導入】 2012～2014 年度：設備改造、2015 年度：準高度処理導入		
所管課	水再生センター		

市民の取り組み

- **食器や鍋を洗うときは・・・**
 - ・洗う前に食用油や汚れを古布などでふきとりましょう。
- **汚水処理について・・・**
 - ・下水道が整備されたときは、速やかに接続しましょう。
 - ・浄化槽を適正に維持管理するために、定期点検と法定検査を必ず実施しましょう。
 - ・下水処理場を見学し、下水処理の方法を学びましょう。
- **河川の水質を知りたいときは・・・**
 - ・市のホームページ等で、河川の水質を調べてみましょう。

事業者の取り組み

- **事業場から排水するときは・・・**
 - ・法令に基づいた処理を行い、排水しましょう。
- **農薬散布や施肥を行うときは・・・**
 - ・種類と利用用途に応じた使用方法を守りましょう。

4-[3] 誰もが安心して快適に暮らせる環境の実現を図ります

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、（）：所管課

施策① 有害化学物質等の適正管理・処理の指導を進めます

- 有害化学物質*の適正管理・処理の指導（環境保全課）
 - ・東京都環境確保条例に基づく対象事業場からの使用量報告書などの届出受理（環境保全課）
 - ・既存建物の解体時におけるアスベスト*使用調査・届出・適正処理の指導（環境保全課、建物住宅対策課）

施策② 悪臭の発生防止に努めます

- ・悪臭について、工場等を設置する事業者に対する事前指導及び、悪臭を発生させた事業者への指導（環境保全課）
- ・清掃工場における、臭気測定の実施及び設備の適正管理による臭気の発生抑制対策の実施（資源循環課）
- ・農業者に対する畜舎清掃や畜糞の適正処理方法、施肥の適正な使用方法の周知等、臭気発生抑制の指導（農業振興課）

施策③ 自動車や、事業活動による騒音・振動問題への取り組みを進めます

- ・主要幹線道路（3地点）における自動車騒音調査の実施（環境保全課）
- ・事業場に対する騒音規制法・振動規制法等に基づく特定施設の設置、変更に対する指導（環境保全課）
- ・工事における低騒音・低振動型機種導入に向けた情報発信（環境保全課）

施策④ 航空機騒音の軽減のための取り組みを進めます

- ・国及び米軍に対し、NLP（夜間離着陸訓練）や早朝・夜間・土日祝日の飛行の中止・制限等を要請（企画政策課）
- ・航空機騒音の常時測定〔市内5箇所〕と、結果の広報及び東京都への資料提供（環境保全課）

施策⑤ その他の問題の対策を考え、安心して快適な環境の実現を図っていきます

- ・建築物等を建設する事業者に対する電波障害*の事前調査や対策の指導（環境保全課）
- ・電波障害及び受信障害の相談、情報提供（環境保全課）
- ・電磁波等に関する情報収集・提供（環境保全課）
- ・事業者に対する屋外照明、駐車場での車両照明等の配慮など光害*未然防止の指導（環境保全課）
- ・調光機能のついた街路灯の設置や街路灯への遮光板の取り付け（道路管理課）

- ・ 監視・指導による土砂の不法投棄の防止と早期発見（建物住宅対策課・建築開発審査課）
- ・ 近隣騒音などのトラブル防止のためのマナー啓発（環境保全課）

重点事業 23 有害化学物質の適正管理・処理の指導【4-[3]-施策①】

概要	有害化学物質等を取り扱う事業者に対して、適正管理および処理の指導を行います。		
目標	工場や指定作業場及び水質汚濁防止法特定施設への立入り指導件数の増加		
現状値	3件/年（工場認可時に実施） （2010年度）	目標値	全対象施設への実施 （2016年度）
実施時期	継続実施		
所管課	環境保全課		

市民の取り組み

- 車を利用するときは・・・
 - ・ 急発進・急加速、空ぶかしをせず、不要な騒音を抑えましょう。
- 日常生活の中で音や振動を発生させるときは・・・
 - ・ 周辺環境に配慮し、騒音や振動の発生を抑えましょう。

事業者の取り組み

- 有機化学物質を使用するときは・・・
 - ・ 揮発性有機化合物（VOC）の少ない塗料など、低VOC製品を選択しましょう。
- 車を利用するときは・・・
 - ・ 急発進や急加速、空ぶかしをせず、不要な騒音を抑えましょう。
- 畜舎等から臭気が発生するときは・・・
 - ・ 畜舎清掃や畜糞の適正処理を行いましょ。
- 音や振動が発生するときは・・・
 - ・ 防音、防振設備の設置、低騒音・低振動の機器を導入しましょう。
 - ・ 周囲に配慮した営業時間、作業時間としましょう。
 - ・ 利用客の来店、来場にとまなう近隣騒音の防止に努めましょう。
- 夜間に照明を利用するときは・・・
 - ・ 不必要な照明の利用を抑えましょう。

4-[4] 美しいまち並みづくりを進めます

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、（）：所管課

施策① 地域が主体となった良好な景観づくりを進めます

- 景観づくりの基準となるガイドラインの整備（地区街づくり課）
- ・ 景観法に基づく届出による開発行為等における良好な景観への誘導（土地利用調整課）
- ・ 景観重要樹木の指定による良好な景観保全（地区街づくり課）
- ・ 市民・事業者等に対する、景観に係る啓発を目的とした景観づくりセミナーの実施（地区街づくり課）
- ・ 生活風景宣言〔市民による景観づくり活動〕や、地域景観資源の登録推進（地区街づくり課）

施策② 快適な道路環境づくりを進めます

- ・ 駅における放置自転車対策の実施（交通安全課）
- ・ 学校や地域での自転車や二輪車のマナー啓発（交通安全課）
- ・ 都市計画道路、市街地道路での無電柱化工事の実施（道路整備課）
- ・ 43 ページの関連情報で紹介しているみちピカ町田の推進（道路管理課）
- ・ 市民ボランティア団体による道路の美化活動の推進〔アダプト・ア・ロード事業*、違反広告物除却員制度〕（道路管理課）
- ・ 中心市街地における総合的な荷さばき駐車対策により、歩行者の安全・快適な歩行空間の確保（交通事業推進課）

施策③ ごみの不法投棄、ポイ捨ての防止に努めます

- ・ 統一美化キャンペーン〔ごみゼロデー〕のPR（環境保全課）
- ・ 美化推進重点区域〔あきかん、吸い殻等のポイ捨て防止区域〕の指定及び運用〔ポイ捨て防止指導員の巡回〕（環境保全課）
- ・ 道路等喫煙禁止区域〔路上喫煙禁止区域、喫煙スポット〕の指定及び運用〔美化推進指導員の巡回等〕（環境保全課）
- ・ あき地の所有者への雑草除去指導（環境保全課）
- ・ 不法投棄監視カメラの設置及び、土地所有者等との協働による再発防止対策の検討（3R推進課）
- ・ 市民協働による不法投棄頻発マップの作成などの地域啓発活動の計画・実施（3R推進課）

重点事業 24 景観ガイドラインの策定【4-[4]-施策①】

概要	市内の景観の向上を目指して、「景観づくりガイドライン」に続き、「公共事業景観形成指針」「(仮称)屋外広告物ガイドライン」を策定し、景観づくりの基準となるガイドラインの整備を進めます。		
目標	① 「公共事業景観形成指針」の策定 ② 「(仮称)屋外広告物ガイドライン」の策定		
現状	① — ② —	目標	① 「公共事業景観形成指針」の策定 (2012年度) ② 「(仮称)屋外広告物ガイドライン」の策定 (2014年度)
実施時期	① 2012年度：策定 ② 2014年度：策定		
所管課	地区街づくり課		

市民の取り組み

- きれいなまち並みの形成のために…
 - ・ 自宅周辺の清掃、除草を定期的に行いましょう。
- 道路をきれいに保つために…
 - ・ 路上喫煙、空き缶やたばこ等のポイ捨てはやめましょう。
 - ・ ごみを拾うことや地域での清掃などの美化活動に参加することにより、道路をきれいにしていきましょう。
 - ・ 43 ページの関連情報で紹介している「みちピカ町田」に参加しましょう。
- あき地の所有者は…
 - ・ 適切なあき地の管理（除草等）を行いましょう。

事業者の取り組み

- きれいなまち並みの形成のために…
 - ・ 事業所周辺の清掃、除草を定期的に行いましょう。
 - ・ 広告の設置にあたっては、機能、位置、規模、色彩等について景観との調和に努めましょう。
 - ・ 建築物の色彩は、「町田市景観色彩ガイドライン」を参考にして決定し、周囲との調和を図りましょう。(町田市ホームページに掲載しています)
- 道路をきれいに保つために…
 - ・ ごみを拾うなどの美化活動の実施により、道路をきれいにしていましょう。
 - ・ 立て看板や商品を、道路にはみ出さないようにしましょう。

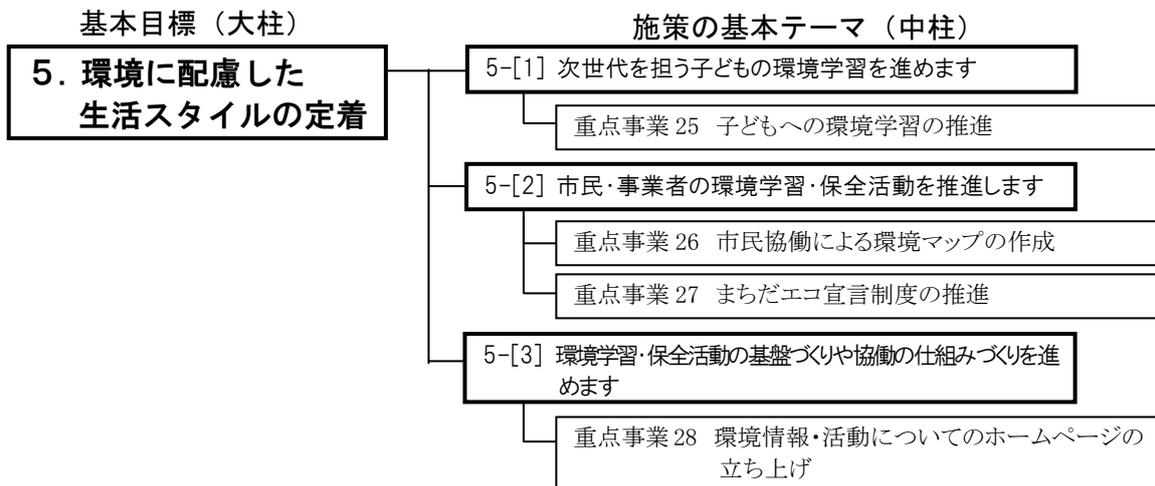
5. 環境に配慮した生活スタイルの定着

～学び・協働で進めるまちづくり～

2021年度までの達成目標

- 環境に配慮した行動を行っている市民の割合(2011年度、40.7%)の10ポイント増の50.7%を目指します。
- 市内の小中学校での環境教育や環境配慮行動の100%実施を目指します。
- 環境学習や環境に関するイベント等に積極的(いつも・ときどき)に参加する市民の割合(2011年度、10.6%)の7ポイント増の17.6%を目指します。

体系図



環境に配慮した生活スタイルを身につけるため、以下の関連情報で紹介している環境講座や環境のイベントなどに積極的に参加しましょう。

関連情報：まちだ市民大学HATS

「まちだ市民大学HATS*（ハッツ）」は、「あなたを励まし、地域を育てる」を基本理念に、一人ひとりの市民が創造的で充実した人生を送ることができるよう、また、地域づくりや地域文化の創造に主体的に参加していただけるように、各種の講座事業を実施しています。

「まちだ市民環境講座」は、市民の暮らしの中で町田市の環境問題を受けとめ、自分に何ができるか考えるプログラムとなっています。年度の前期には、環境保全活動の体験講座、後期は環境問題の理解を深める講座を開催しています。

その他、自然環境保全への関心を高める「多摩丘陵の自然入門」なども行っています。



まちだ市民環境講座の開催風景

【お問い合わせ】 生涯学習部 生涯学習センター 市民大学推進係

関連情報：町田エコフェスタ

2010年までは町田市におけるごみ減量・リサイクルの啓発を目的に、毎年秋に「町田ごみフェスタ」を開催してきました。20回目を迎える2011年、「町田エコフェスタ」と名称を改め、ごみだけではなく、広く環境に関する視点で、より多くの市民や団体などの参加を得て開催しました。



町田エコフェスタ

2011年は、フリーマーケット、バザー、模擬店、おもちゃ病院、食器と傘のリサイクルコーナー等を設け、鶴見川源流バスツアー、ハイブリッドソーラーカー（アポロンディーヌ）の展示〈玉川大学出展〉、風力発電装置の展示〈サレジオ高専出展〉などを実施しました。ステージでは、小学生によるごみの減量の研究発表や吹奏楽、ダンス、漫才などで盛り上がりました。

【お問い合わせ】 環境資源部 資源循環課

5-[1] 次世代を担う子どもの環境学習を進めます

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、（）：所管課

施策① 学校における環境教育の充実を図ります

- ・各教科等における指導、環境学習、農業体験、自然体験の実施（指導課）
- ・出前講座を活用した環境教育の実施（指導課、3R推進課）

施策② 子どもの環境学習・体験学習を進めます

- ・こどもエコクラブ*の設立促進と活動の継続支援（環境・自然共生課）
- 子ども向け環境講座のプログラムの策定・実施（環境・自然共生課及び関係各課）

施策③ 環境教育情報の収集・提供を図ります

- ・出前講座や大学が提供する環境教育の取り組み等、既存の環境教育プログラム情報の収集、提供（環境・自然共生課）

重点事業 25 子どもへの環境学習の推進 【5-[1]-施策②】

概要	子どもへの環境学習を進めるため、環境に関する実験や体験を重視した子ども向け環境講座のプログラムを策定し、実施します。		
目標	子ども向け環境講座のプログラムの策定・実施		
現状値	—	目標値	環境講座のプログラム策定・実施（2015年度）
実施時期	～2013年度：検討、2014年度：プログラム策定 2015年度：環境講座の開催		
所管課	環境・自然共生課及び関係各課		

市民の取り組み

- ▶ 地域で子どもたちの環境学習に協力するには・・・
 - ・子どもたちに環境学習への参加を呼びかけましょう。
 - ・町田市学校支援ボランティアに登録して、環境学習に協力しましょう。
 - ・子どもたちと一緒に、ごみの分別をしましょう。
 - ・子どもたちと一緒に、草花を育てましょう。
 - ・子どもと、節電・節水について話し合いましょう。

事業者の取り組み

- ▶ 学校等の環境教育に協力するには・・・
 - ・農地、事業所や工場などを学校の環境教育の場として活用することを検討してみましょう。

関連情報：町田市学校支援ボランティア

町田市では、市内の小・中学校にボランティアコーディネーターを配置し、その仲介により、市民や市民団体等が学校支援ボランティアとして、学校の教育活動をサポートしています。

[お問い合わせ] 町田市学校支援センター

5-[2] 市民・事業者の環境学習・保全活動を推進します

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、（）：所管課

施策① 市民の環境学習や環境保全活動に参加する機会の充実を図ります

- ・環境に関する学習機会の提供（生涯学習センター、市民協働推進課、環境・自然共生課）
- 環境マップの作成などによる市内の環境保全に関する情報〔自転車駐車場、リサイクル広場等〕の集約・発信（環境・自然共生課）
- ・ライトダウン等節電意識向上のためのキャンペーンの開催を通じた啓発（環境・自然共生課）
- ・まちづくりの検討の場での環境配慮の視点の啓発（地区街づくり課）

施策② 事業者の環境配慮への取り組みや環境保全活動を支援します

- ・環境に配慮した事業活動の促進のための、中小企業を対象とした環境改善資金の融資（産業観光課）
- ・中小企業環境改善関連事業の実施（産業観光課）
- ・事業者の環境保全活動の支援（環境・自然共生課、環境政策課）
- ・里山における事業者の環境保全活動の場を提供する仕組みづくり（公園緑地課・北部丘陵整備課）

施策③ 環境に配慮した事業者を認定する制度をつくります

- まちだエコ宣言制度の推進（環境・自然共生課）

重点事業 26 市民協働による環境マップの作成【5-[2]-施策①】

概要	市内の環境に関する情報（太陽光発電設置公共施設、自転車駐車場、リサイクル広場の位置情報など）を集約し、市民に情報提供するため、市民協働により環境マップを作成し市民に配布します。		
目標	環境マップの作成・配布		
現状	—	目標	作成・配布（2014年度～毎年）
実施時期	～2013年度：検討・準備、2014年度：作成・配布		
所管課	環境・自然共生課		

重点事業 27 まちだエコ宣言制度の推進【5-[2]-施策③】

概要	環境配慮を行っている事業者のエコ宣言をしてもらい、その取り組みを市民や他の事業者に広く紹介し、サポートする制度を構築し、環境配慮型の事業活動及び消費活動を促進します。		
目標	まちだエコ宣言制度への参加事業者数		
現状値	—	目標値	50店・事業所(2016年度)
実施時期	2012年度：実施		
所管課	環境・自然共生課		

市民の取り組み

- 環境について知りたいときは・・・
 - ・ 55 ページの関連情報で紹介している「まちだ市民大学HATS」の環境講座などに参加し、環境について学んでみましょう。
 - ・ 図書館で、環境に関する本や雑誌を利用しましょう。
- 環境のために何かしたいと思ったときは・・・
 - ・ 55 ページの関連情報で紹介している町田エコフェスタなどの環境に関するイベントに参加し、環境保全活動のきっかけにしましょう。
 - ・ 61 ページの解説で紹介している町田市のNPO法人の活動情報などを調べて、環境保全活動に参加してみましょう。
 - ・ まちだエコ宣言制度に参加している事業者を利用しましょう。

事業者の取り組み

- 環境配慮を検討するときは・・・
 - ・ 環境保全のための設備の導入を図りましょう。
 - ・ 事業者を対象にした環境学習セミナー等に積極的に参加し、事業者が取り組める環境配慮行動について学びましょう。
 - ・ まちだエコ宣言制度に参加しましょう。
- 従業員には・・・
 - ・ 環境配慮行動を促すなどの環境教育を行いましょう。
- CSR(企業の社会的責任)活動の実施を検討するときは・・・
 - ・ 28 ページのコラムで紹介している東京グリーンシップ・アクションのような、環境保全活動の実施を検討しましょう。

5-[3] 環境学習・保全活動の基盤づくりや協働の仕組みづくりを進めます

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、（）：所管課

施策① 環境に関する情報を積極的に発信します

- ・ 環境に関する情報の発信 [広報紙等] (環境政策課、環境・自然共生課)
- ・ 環境に関する出版物を充実させて提供、環境をテーマにした特集コーナーを随時設置 (図書館)
- ・ 町田市 の 環境 の 状況 ・ 取り組み 等 の 白書 ・ ホームページ 等 での 公表 (環境保全課、環境政策課)
- ・ 市のイベントにおける環境配慮の取り組み推進 (環境政策課・該当各課)

施策② 市民・事業者の環境保全活動の情報の共有化を図ります

- 町田市内の環境保全活動・活動団体等の環境情報収集、データベース[ホームページ]の構築と公表の仕組みづくり (環境政策課)

施策③ 大学等との連携を進め、環境学習の機会を創出します

- ・ 相模原・町田大学地域コンソーシアム*や各大学と環境学習に関する取り組みを連携・協働して行うための仕組みづくり (生涯学習センター)

施策④ 環境保全活動の担い手の育成、人材の活用を図ります

- ・ 環境保全活動団体や環境保全に取り組む市民への支援の検討、実施 (環境・自然共生課、環境政策課)

重点事業 28 環境情報・活動についてのホームページの立ち上げ【5-[3]-施策②】

概要	市民・事業者の環境活動に役立てるよう市内の環境保全活動・活動団体等の情報を収集し提供するため、独立したホームページを立ち上げます。		
目標	ホームページの作成・運用		
現状値	—	目標値	ホームページの作成・運用 (2014年度)
実施時期	～2013年度：検討・準備、2014年度：作成・運用		
所管課	環境政策課		

市民の取り組み

- ▶ 町田市内の環境保全活動を知りたい、参加したいと思ったときは…
 - ・町田市内の環境保全活動・活動団体等の環境に関する情報を収集したホームページ（作成予定）等を利用して、環境保全活動の情報を調べ、参加してみましよう。
 - ・解説で紹介している町田市のNPO法人の環境保全活動に参加してみましよう。
- ▶ 事業者に環境配慮行動を提案するときは…
 - ・店舗等に置いてある意見カード、ご意見箱等の活用により、事業者に環境配慮の取り組みを提案してみましよう。

事業者の取り組み

- ▶ 環境保全活動に参加したいと思ったときは…
 - ・町田市内の環境保全活動・活動団体等の環境情報を収集したホームページ（作成予定）等を利用して、環境保全活動の情報を調べ、参加してみましよう。

解説：町田市のNPO法人の活動



まちだのNPO

町田市内に事務所を持つNPO法人は187団体（2011年7月31日現在）あり、環境保全活動を行う団体も多数あります。町田市のNPO法人の情報は、「まちだのNPO」に掲載されており、町田市民フォーラム3階NPO・地域活動情報コーナーで無料配布しています。町田市ホームページでも、活動内容や連絡先が分かるNPO法人一覧を見ることができます。

第3章 町田市第3次環境配慮行動計画(町田市役所における地球温暖化防止実行計画)

「地球温暖化対策の推進に関する法律* (以下、「温対法」といいます。)」第20条の3に基づき、町田市役所の地球温暖化対策等に関する率先行動を示す「町田市第3次環境配慮行動計画(町田市役所における地球温暖化防止実行計画)」(以下、「第3次実行計画」といいます。)を策定しました。第3次実行計画では、2009年度に策定した「町田市第2次環境配慮行動計画(町田市役所における地球温暖化防止実行計画)」(以下、「第2次実行計画」といいます。)における目標の達成状況を評価するとともに、新たな目標を掲げ、温室効果ガスの排出を継続的に抑制するための庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化等に関わる取り組みを示しています。なお、温対法が2010年3月に改正されたことから、その内容を踏まえた計画としています。

1. 現況の温室効果ガス排出量

(1) 対象となる温室効果ガス

排出量の算定対象とした温室効果ガスは、温対法の対象とする温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン(以下、「HFC」といいます。)、パーフルオロカーボン(以下、「PFC」といいます。)、六フッ化硫黄(以下、「SF₆」)といいます。)です。このうち、PFC及びSF₆については、町田市役所における事務事業活動からの排出実績情報がなく、かつ、排出の把握が極めて困難であるため、当面の間は対象から除くものとします。

表1 温室効果ガスの種類及び算定対象物質等

温室効果ガス	温室効果ガスの排出要因となる活動
二酸化炭素 (CO ₂)	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料の燃焼: ガソリン、灯油、軽油、A重油、液化石油ガス (LPG)、天然ガス、都市ガス ・市役所外部から供給された電気の使用 ・一般廃棄物(プラスチックごみ)の焼却
メタン (CH ₄)	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の走行 ・一般廃棄物の焼却 ・生活排水の処理 ・ガス・ガソリン機関における燃料の消費(定置式機関※)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の走行 ・一般廃棄物焼却 ・生活排水の処理 ・ガス・ガソリン機関における燃料の消費(定置式機関※) ・ディーゼル機関における燃料の消費(定置式機関※)
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	<ul style="list-style-type: none"> ・HFC が封入された製品の使用 ・自動車エアコンディショナーの使用
パーフルオロカーボン (PFC)	町田市役所においては実績なし
六フッ化硫黄 (SF ₆)	町田市役所においては実績なし

※定置式機関：非常用発電機、コージェネレーションシステム等の自家発電施設等の可搬式（自動車などの車両）でない内燃機関。

(2) 第2次実行計画における温室効果ガス排出量の目標

2009年度に策定した第2次実行計画における、市が行う事務事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減目標は以下の通りです。

■第2次実行計画の削減目標

2011年度の総排出量を2007年度比で1.4%削減

また、第2次実行計画では、温室効果ガスを多く排出する部署について、町田市の人口増加等による排出量への影響を勘案して、以下のような削減目標を掲げています。

■第2次実行計画の部署別削減目標

2011年度の排出量を2007年度比

リサイクル文化センター: -6.8%、下水処理場: +5.8%、小中学校: +0.2%、
市民病院: +33.0%、左記以外の部署: -3.2%

(3) 第2次実行計画の目標達成状況

本節では、第2次実行計画の削減目標の達成状況と、これまでの排出量の増減要因を整理した結果を示します。なお、第3次実行計画では排出係数および対象部署の見直しを行っていますが、本節で表記している排出量は、第2次実行計画で使用した排出係数を用いて、第2次実行計画で対象としていた部署の排出量の算定結果を示しています。このため、後述する第3次実行計画で対象部署数等を見直した後の排出量とは一致しません。

2010年度の市が行った事務事業活動に伴う温室効果ガスの総排出量は79,257 t-CO₂（二酸化炭素換算トンを示し、以下、「t-CO₂」といいます。）であり、第2次実行計画の基準年度である2007年度と比べ3.2%増加しています。

温室効果ガスの主要排出部署であるリサイクル文化センターの排出量は、基準年度比-6.8%という目標に対して2010年度時点で5.8%の削減を達成しています。また下水処理場および市民病院の排出量は、第2次実行計画で想定していた目標と同程度増加しています。一方、小中学校については、基準年度比+0.2%という目標に対して、2010年度時点で8.3%の増加となっています。主要排出部署以外の排出量も基準年度比22.9%増加しています。

表2 第2次環境配慮行動計画における温室効果ガス削減の目標達成状況 単位：t-CO₂

		基準年度	目標年度	基準年比 削減目標	実績	現時点に おける 目標の 達成状況
		2007年度	2011年度		2010年度	
主要 排出 部署	リサイクル文化 センター	44,630	41,596	-6.8%	42,037	-5.8%
	下水処理場	10,567	11,178	+5.8%	11,199	+6.0%
	小中学校	6,385	6,400	+0.2%	6,917	+8.3%
	市民病院	4,996	6,645	+33.0%	6,520	+30.5%
主要排出部署以外		10,240	9,909	-3.2%	12,585	+22.9%
総排出量^{注)}		76,818	75,727	-1.4%	79,257	+3.2%

注) 小数点以下の四捨五入により、数値の合計は合わないことがある。

※基準年度とした2007年度の総排出量(76,818 t-CO₂)は、第2次実行計画で算定された2007年度の総排出量(78,751 t-CO₂)から、算定対象外となった小野路給水所等の排出量(1,933 t-CO₂)を差し引いた値。

※本表の温室効果ガス排出量の算定には、第2次実行計画で公表された排出量と比較するため、第2次実行計画で使用された排出係数を使用している。

※本表の2010年度の温室効果ガス排出量(79,257 t-CO₂)は、第2次実行計画で取り扱った同規模の部署数で目標達成状況を評価している。そのため、本計画で再算定した2010年度排出量(100,435 t-CO₂)とは異なっている。

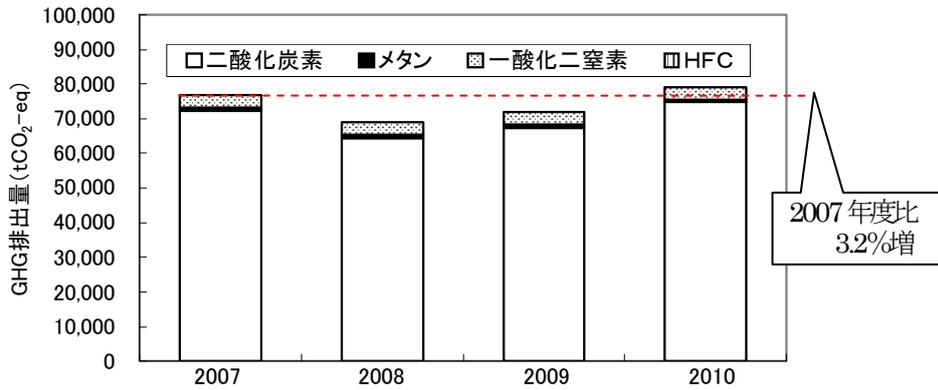


図5 温室効果ガス排出量の推移

(4) 温室効果ガスの排出量状況

2010年度の市が行った事務事業活動に伴う温室効果ガス排出量は、二酸化炭素が大きな割合を占めています。この二酸化炭素の発生要因は、プラスチックごみ焼却、電力および都市ガスの使用が大きな割合を占めています。さらに二酸化炭素排出量の推移から、2010年度の排出量が2007年度より増加している要因として、電力による排出量増加が挙げられます。

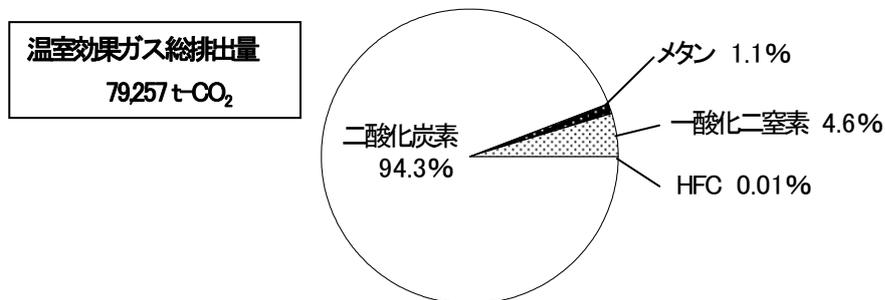


図6 2010年度における温室効果ガスの排出構成割合

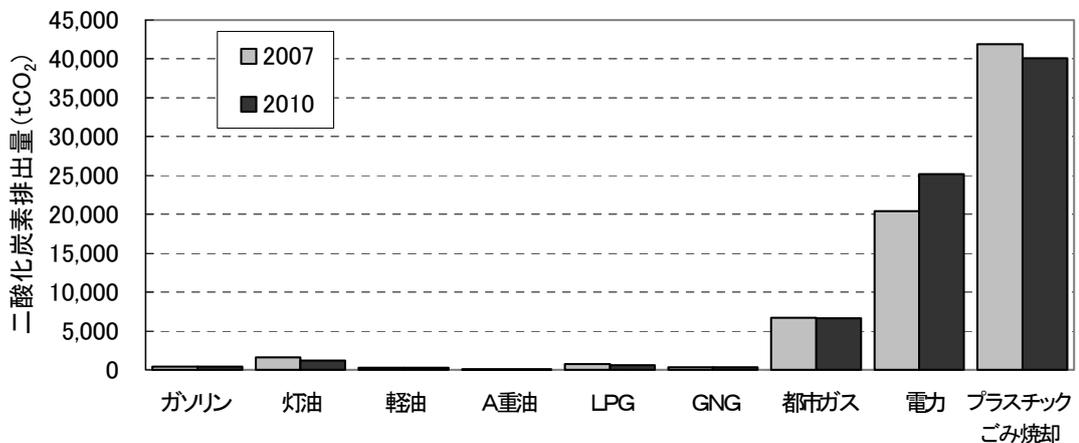


図7 発生源別二酸化炭素排出量

2.

第3次実行計画の目標・取り組み

(1) 温室効果ガス排出削減目標の考え方

第3次実行計画では、エネルギー使用量等を把握できる最新の年度である2010年度を基準年度とし、同年度の排出量を「①基準年度排出量」とします。

温室効果ガス総排出量に関する目標設定にあたっては、まず、計画期間である2016年度までに想定される市役所の部署の新設・改築・廃止による温室効果ガス排出量の増減（以下、「②単純見直し増減量」といいます。）を基準年度排出量に加味した「③目標年度推計排出量」を推計しました。そして、「③目標年度推計排出量」から地球温暖化対策の取り組みによる「④削減量」の推計値を差し引いた「⑤目標年度排出量」を推計しました。

削減目標は「①基準年度排出量」と「⑤目標年度排出量」から設定しました。

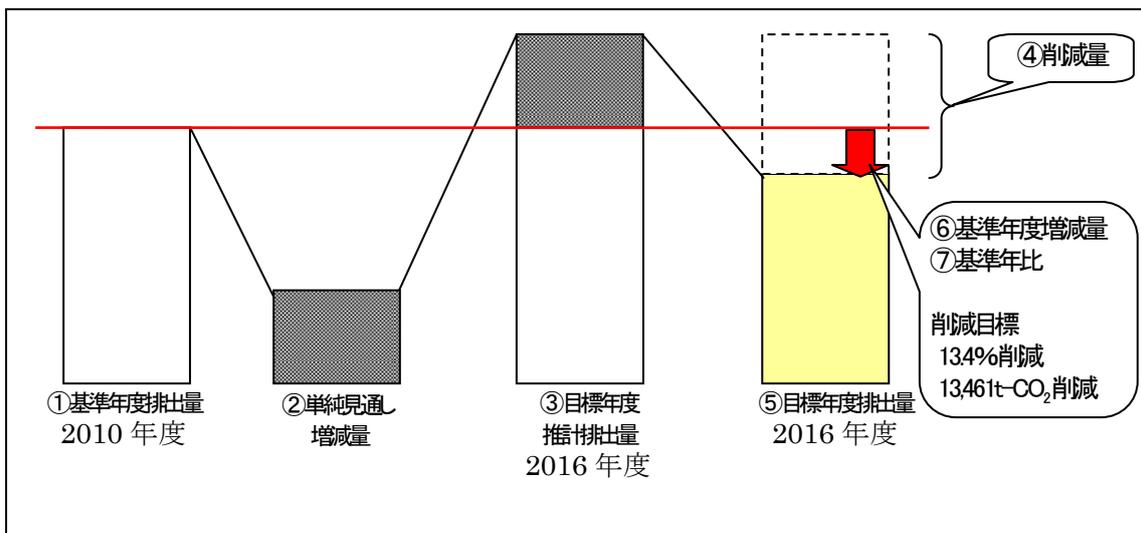


図8 削減目標の考え方

(2) 基準年度排出量の再算定

温対法施行令は、第2次実行計画策定後に改正（最終改正：2010年3月）され、排出係数が変更されています。この改正された排出係数に基づき、また排出量を算定する対象部署範囲の大幅に拡大したことも含め2010年度の総排出量を再算定した結果、基準年度排出量は100,435 t-CO₂となります。

(3) 単純見通し増減量および目標年度推計排出量の算定

単純見通し増減量は、計画期間中に想定される市役所の事務事業活動に伴う温室効果ガス排出量の増減量のこと、これらに係わる要因として部署の新設や廃止、および改築などが挙げられます。本計画策定現在で把握されている温室効果ガス排出量の増減に係わる要因を以下に示します。

表3 排出量の増減要因（市役所における部署の新設や廃止、および改築に関する情報）

項目	増減要因(施設等情報)
排出量増加	小中学校の冷暖房設備の導入、保育所の建て替え(山崎保育園、大蔵保育園)、新庁舎新設、鶴川緑の交流館新設、小山中学校新設
排出量減少	以下の施設の廃止や市役所の施設としての利用の中止。 本庁舎、中町分庁舎、中町第二庁舎、健康福祉会館分館、森野分庁舎、木曽庁舎、木曽分庁舎(水道事務所)、境川クリーンセンター、原町田浄水所、小野路給水所、滝の沢浄水所、本町田一号水源、本町田二号水源、木曽一号水源、木曽二号水源、野津田浄水所、森野保育園、わかば保育園、本町田保育園

上記の増減要因を考慮した結果、単純見通し増減量の合計は 2,033 t-CO₂ となり、これを基準年排出量 100,435 t-CO₂ に加算した結果、目標年度推計排出量は 102,468 t-CO₂ と推計されました。

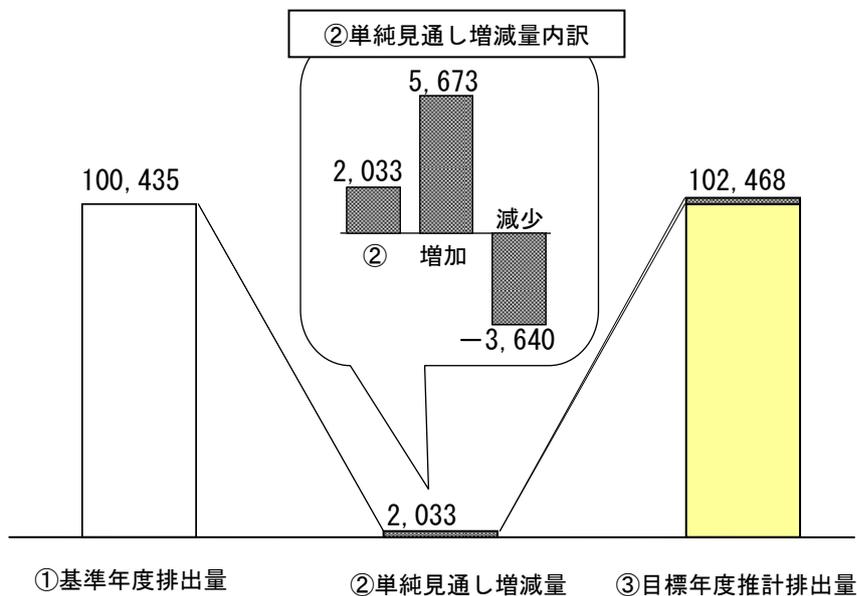


図9 単純見通し増減量および目標年度推計排出量の算定結果

(4) 町田市役所の温室効果ガス排出量削減目標

第3次実行計画における温室効果ガス総排出量に係わる削減目標は以下の通りとします。

第3次実行計画の排出量削減目標

2016年度の総排出量を2010年度比で13.4%削減

(5) 温室効果ガス排出量削減のための目標年度排出量及び取り組み

1 取り組みによる削減量、目標年度排出量及び排出量削減目標

主要排出部署（リサイクル文化センター、下水処理場、小中学校、市民病院）およびそれら以外の部署における個別の取り組みによる削減量、目標年度排出量及び排出量削減目標を以下の通り定めます。

表4 本計画における削減目標

単位：t-CO₂

		①	②	③	④	⑤	排出量削減目標	
		基準年排出量 2010年度	単純見直し 増減量	目標年度 推計排出量 (①+②)	削減量	目標年度 排出量 (③-④)	⑥基準年比 増減量 (⑤-①)	⑦基準年比 増減比 (⑥/①)
主要排出部署	リサイクル文化センター	44,836	—	44,836	12,994	31,842	-12,994	-29.0%
	下水処理場	25,135	—	25,135	1,770	23,365	-1,770	-7.0%
	小中学校	7,483	2,829	10,312	36	10,276	2,793	+37.3%
	市民病院	7,028	—	7,028	664	6,364	-664	-9.5%
主要排出部署以外		15,954	-796	15,158	31	15,127	-827	-5.2%
総排出量^注		100,435	2,033	102,468	15,494	86,976	-13,461	-13.4%

注) 小数点以下の四捨五入により、数値の合計は合わないことがある。

※本表の2010年度の温室効果ガス排出量(100,435 t-CO₂)は、第2次実行計画策定後に改正(最終改正:2010年3月)された温対法施行令における排出係数の変更を踏まえて再算定している。また、第2次実行計画と比較して算定対象部署数を拡大している。これらの理由により、第2次実行計画に基づく排出量とは異なっている。

※各主要排出部署に区分した施設については以下の通り。

■リサイクル文化センター：町田リサイクル文化センター、■下水処理場：成瀬クリーンセンター、鶴見川クリーンセンター、鶴川ポンプ場、■小中学校：42小学校、20中学校、■市民病院：町田市民病院

表5 温室効果ガスに係わる個別部署の削減目標および主な取り組み内容

		目標	主な取り組み内容
主要排出部署	リサイクル文化センター	目標年度排出量: 31,842 t-CO ₂ 基準年増減量: -12,994 t-CO ₂ 基準年増減比: -29.0%	・ゴミ量の削減
	下水処理場	目標年度排出量: 23,365 t-CO ₂ 基準年増減量: -1,770 t-CO ₂ 基準年増減比: -7.0%	・焼却炉更新時に高温焼却対応型焼却炉への更新 ・汚泥処理脱水機の更新
	小中学校	目標年度排出量: 10,276 t-CO ₂ 基準年増減量: 2,793 t-CO ₂ 基準年増減比: +37.3%	・照明器具の高効率化 ・高効率変圧器の採用 ・潜熱回収型給湯器に更新
	市民病院	目標年度排出量: 6,364 t-CO ₂ 基準年増減量: -664 t-CO ₂ 基準年増減比: -9.5%	・設備機器更新時に省エネ機器を計画的に導入
主要排出部署以外		目標年度排出量: 15,127 t-CO ₂ 基準年増減量: -827 t-CO ₂ 基準年増減比: -5.2%	・空調用冷却水ポンプインバーター化 ・空調機更新 ・太陽光発電システムの導入

上記の取り組み内容は、主に以下の根拠資料もしくはヒアリング等の結果をもとに記載している。

- ・「町田市一般廃棄物資源化基本計画」2011年4月、町田市
- ・「町田市下水道ビジョン」および「町田市下水道アクションプラン」・「中長期計画書」省エネ法提出書類

上記に加えて、70 ページからの庁内の取り組みを行っていきます。

2 温室効果ガスに係わる庁内の取り組み内容

1) 省エネの推進

表 6 庁内の取り組み内容（省エネの推進）

取り組み項目	取り組み内容	担当課
照明の適正使用	不要な照明はこまめに消す。昼休み中は来客スペースを除き、消灯を行う。オフィス内の照明は在室ゾーンのみ点灯する。	各課
	省エネに配慮し、共有スペースの照明は部分消灯とする。	各課
	晴天時には業務に支障のない範囲で窓際消灯を実施する。	各課
	照明器具の清掃等、設備・機器の保守管理を徹底する。ノー残業デーを徹底する。	各施設の管理担当課
OA機器（コピー機、プリンタ、パソコン等）・電気製品の適正使用	長時間使用しない場合は、電気製品のプラグをコンセントから抜く、または手元スイッチをオフにする。	各課
	OA機器の使用状況を把握し、適正配置、台数見直し及び省エネルギー化を図る。	情報システム課
空調の適正使用	扉や窓の開閉により空調の使用を控える。	各課
	気候に合った服装（クールビズ・ウォームビズ等）を心がける。	各課
	空調のコントロールがきめ細かく出来るエリア、部屋は、冷房中の室温は28℃、暖房中の室温は20℃を目安として、適切な調整につとめる。	各施設の管理担当課
	エアコンのフィルターの清掃等、設備・機器の保守管理を徹底する。	各施設の管理担当課
エレベーターの適正使用	荷物の運搬、身体障がい者、重度の疾病、妊産婦以外の職員は、上下2・3階程度は、エレベーターを使わない。	各課
給湯の適正使用	給湯器を有効に利用し、電気ポットの使用をなるべく控える。	各課
	電気ポットは、長時間使用しないときはプラグを抜く。	各施設の管理担当課
省エネ機器の購入検討	照明、OA機器等の設備更新、購入時には、省エネ機器を積極的に購入する。	各施設の管理担当課

2) 省資源の推進

表7 庁内の取り組み内容（省資源の推進）

取り組み項目	取り組み内容	担当課
用紙の適正使用	両面コピー、裏面利用を徹底する。	各課
	パソコン画面で確認できるものは極力印刷しない。	各課
	資料の共有化を図る。会議資料は簡略化するとともに、予備は必要最小限にする。	各課
	コピー機使用後は必ずリセットし、ミスコピーを防ぐ。	各課
	内部・外部連絡等は、できる限り口頭や回覧、電子メールや庁内情報システムを利用する。	各課
用紙の再利用	個人情報に記載されていない紙については原則として全てメモ紙として使用するか、裏面利用を行う。	各課
	食器類はまとめて一度に洗う。洗う時は水を流しっぱなしにしない。	各課
上水の適正使用	節水の意識高揚のための看板等を設置し、来庁者や施設利用者にも協力をよびかける。	各施設の管理担当課
	節水器具・設備等の導入	各施設の管理担当課
ごみの減量	職場のごみ箱を削減し、不用意な紙の廃棄を減らす。	各課
	使い捨て製品（紙コップ、紙皿、弁当容器等）の使用や購入を削減するなど、会議・イベント時等のごみ削減に努める。	各課
	不要なダイレクトメール・資料の受け取りを断る。	各課
	飲食は割り箸・紙コップの使用を控え、マイ箸、マイカップを使用する。	各課
	封筒、ファイル等を繰り返し使用する。	各課
リサイクルの推進	資料配布の際、資料の数は最小限にする。	各課
	余分な消耗品などお互いに融通し、有効利用を図る	各課
	排出されたごみは、分別を徹底し、資源化を図る。	各課
リサイクルの推進	ごみの分別方法について統一した決まりを設けるとともに、職員全員に周知を行う。	管財課
	プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクルを進める。	情報システム課

3) 公用車の適正使用の推進

表 8 庁内の取り組み内容（公用車の適正使用の推進）

取り組み項目	取り組み内容	担当課
エコドライブの推進	不要なアイドリングをしない。駐停車、荷物の積み下ろし時は確実にエンジンを切る。急発進をしない。停止位置を予測して、早めにアクセルオフする。	各課
	運転日誌の記入を徹底する（走行距離、燃料使用量を把握する）。	各課
	事前にルートプランを立て、計画的な運行を行う。	各課
	低公害車、低燃費車等環境負荷の少ない車を優先して利用する。	各課
公用車の適正配置、効率利用の推進	公用車の使用状況を把握し、適正配置、台数見直しを行う。 低公害車・低燃費車を優先的に利用できるような情報の提供を行う。	管財課及び 該当課 管財課
公用車以外の交通手段の利用	近距離移動時(2km以内を目安)はできるだけ徒歩、もしくは自転車を利用する。	各課

4) グリーン購入の推進

表 9 庁内の取り組み内容（グリーン購入の推進）

取り組み項目	取り組み内容	担当課
グリーン購入の推進	町田市グリーン購入ガイドラインに適合する製品を優先的に購入する。「町田市環境物品等の調達に関する基本方針」に基づいた物品等を購入する。	各課
	グリーン購入が促進されるよう、各種啓発を行う。	環境政策課
印刷物の適正購入・発注	印刷物を購入及び外部発注する場合の部数を必要最小限にする。	各課
事務用品の再使用・長期使用	ファイル、バインダー等の事務用品は再使用、長期使用する。	各課
	物品等の管理を徹底し、むだな購入を行わない。	各課
事務機器、OA機器、その他電気機器の適正購入・適正使用	机等の事務機器の不具合や電気機器等の故障時には修繕に努め、長期使用を図る。	各課

附属資料

1. 2021年度までの達成目標一覧

基本目標1.地域で取り組む地球温暖化の防止～低炭素社会を目指すまちづくり～

達成目標	目標値	現状値
市民一人あたりの二酸化炭素排出量（2010年度、3.8 t-CO ₂ /人）の10%削減を目指します。	10%削減 (2021年度)	3.8 t-CO ₂ /人 (2010年度)
【算出方法・資料】 （電気・都市ガス、自動車の利用及び一般廃棄物の焼却による二酸化炭素排出量（プロパンガスは含まない）/人口）/3.8 t-CO ₂ /人（2010年度）×100		
再生可能エネルギーの市内エネルギー消費量に対する割合0.3%（2010年度、0.05%）を目指します。	0.3% (2021年度)	0.05% (2010年度)
【算出方法・資料】 市内の再生可能エネルギー使用量 [*] /市内のエネルギー消費量（電力・都市ガス・ガソリン・軽油）×100 [*] 市内の再生可能エネルギー使用量＝太陽電池モジュール最大出力×単位出力あたりの必要面積×最適角平均日射量×補正係数×365（日/年）		
マイカーの使用はできるだけ控え、徒歩または自転車、電車、バスを利用する市民の割合（2011年、37.1%）の10ポイント増の47.1%を目指します。	47.1% (2021年度)	37.1% (2011年度)
【算出方法・資料】 「環境に関する市民アンケート調査」により把握		

基本目標2.自然環境と歴史的文化的環境の保全

～水とみどりと生き物を守り育むまちづくり～

達成目標	目標値	現状値
市域面積に占める安定的に確保された緑地の割合（2010年度、28.9%）を、2020年度までに概ね30.0%確保することを目指します。【町田市緑の基本計画2020】	30.0% (2020年度)	28.9% (2010年度)
【算出方法・資料】 安定的に確保された緑地 [*] の面積/市域面積×100 [*] 安定的に確保された緑地とは、①都市公園等の都市施設とする緑地（公園緑地等）、②制度上安定した緑地（生産緑地地区等）、③社会通念上安定した緑地（ゴルフ場、社寺境内地等）である。		
町田市内での水辺（河川・池・公園等の水辺）とのふれあいについて満足している市民の割合（2011年39.8%）の10ポイント増の49.8%を目指します。	49.8% (2021年度)	39.8% (2011年度)
【算出方法・資料】 「環境に関する市民アンケート調査」により把握		
市内エコファーマー認定農業者数（2010年度、74人）の5%増（4人以上増）を目指します。	78人以上 (2021年度)	74人 (2010年度)
【算出方法・資料】 市内エコファーマー認定農業者数/74人（2010年度）×100		

基本目標3.持続可能な循環型社会の構築～ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり

達成目標	目標値	現状値
ごみとして処理する量（2009年度、9万9千t）を40%削減し、2020年度に6万tにします。【町田市一般廃棄物資源化基本計画】	6万t (2020年度)	9万9千t (2010年度)
【算出方法・資料】 全ごみ量-資源として集めた量		
一人一日あたりのごみとして処理する量（2010年度、842g/人・日）を、2020年度までに782g/人・日に削減することを目指します。【町田市一般廃棄物資源化基本計画】	782g/人・日 (2020年度)	842g/人・日 (2010年度)
【算出方法・資料】 全ごみ量/人口/365日（または366日）		
資源化率（2010年度、26.7%）を、2020年度までに54%まで高めることを目指します。【町田市一般廃棄物資源化基本計画】	54% (2020年度)	26.7% (2010年度)
【算出方法・資料】 資源ごみ量/ごみ量×100		

基本目標4.良好な生活環境の創造～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～

達成目標	目標値	現状値
大気に関するすべての項目での環境基準の達成を目指します。 （対象：SO ₂ （二酸化硫黄）、NO ₂ （二酸化窒素）、SPM（浮遊粒子状物質）、O _x （光化学オキシダント））	達成率 100% (2021年度)	SO ₂ 100% NO ₂ 100% SPM 100% O _x 0% (2010年度)
【算出方法・資料】 環境基準達成測定地点数/全測定地点数×100 SO ₂ 環境基準：1時間値の1日の平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppmであること。 NO ₂ 環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。 SPM 環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 O _x 環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。		
鶴見川、境川、恩田川の水質に関するすべての項目での環境基準の達成を目指します。 （対象：pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）、DO（溶存酸素量））	達成率 100% (2021年度)	鶴見川 pH 100% BOD 100% SS 100% DO 100% 境川 pH 100% BOD 100% SS 100% DO 100% 恩田川 pH 83% BOD 100% SS 100% DO 100% (2010年度)
【算出方法・資料】 環境基準達成回数/（水質測定地点数×測定回数）×100 鶴見川(D類型)、境川(D類型) pH 環境基準：6.0～8.5 BOD 環境基準：8mg/L以下 SS 環境基準：100mg/L以下 DO 環境基準：2mg/L以上 恩田川(C類型) pH 環境基準：6.0～8.5 BOD 環境基準：5mg/L以下 SS 環境基準：50mg/L以下 DO 環境基準：5mg/L以上		

達成目標	目標値	現状値
居住地の周辺環境について満足している市民の割合（2011年 62.7%）の5ポイント増の67.7%を目指します。	67.7% (2021年度)	62.7% (2011年度)
【算出方法・資料】 「環境に関する市民アンケート調査」により把握		

基本目標5.環境に配慮した生活スタイルの定着～学び・協働で進めるまちづくり～

達成目標	目標値	現状値
環境に配慮した行動を行っている市民の割合（2011年、40.7%）の10ポイント増の50.7%を目指します。	50.7% (2021年度)	40.7% (2011年度)
【算出方法・資料】 「環境に関する市民アンケート調査」により把握		
市内の小中学校での環境教育や環境配慮行動の100%実施を目指します。	100% (2021年度)	—
【算出方法・資料】 小中学校での環境教育や環境配慮行動の実施率		
環境学習や環境に関するイベント等に積極的（いつも・ときどき）に参加する市民の割合（2011年度、10.6%）の7ポイント増の17.6%を目指します。	17.6% (2021年度)	10.6% (2011年度)
【算出方法・資料】 「環境に関する市民アンケート調査」により把握		

2. 重点事業一覧

基本目標 1. 地域で取り組む地球温暖化の防止～低炭素社会を目指すまちづくり～

重点事業名 【所管課】	目標	現状（値）・目標（値）	実施時期
1-[1]地球温暖化防止の意識の浸透を図り、取り組みを促します			
1 地球温暖化対策取り組み促進の仕組みづくり【環境・自然共生課、環境政策課】 p. 8	地球温暖化対策取り組み促進の仕組みの構築	【現状】－ 【目標】仕組みの構築及び運用（2014年度）	～2013年度検討、2014年度構築及び運用
1-[2]持続可能なエネルギー利用への転換を図ります			
2 家庭における再生可能エネルギー利用の促進【環境・自然共生課】 p. 11	太陽光発電システム累計設置補助件数（戸建住宅）の増加	【現状値】961件（2010年度） 【目標値】2800件（2016年度）	継続実施
	太陽光発電システム累計設置補助件数（共同住宅）の増加	【現状値】－ 【目標値】50件（2016年度）	2012年度から実施
3 事業者への再生可能エネルギー導入支援【環境・自然共生課、産業観光課】 p. 11	再生可能エネルギー導入についての市内事業者向け支援策の構築	【現状】－ 【目標】支援策の構築及び運用（2015年度）	～2014年度：検討、2015年度：構築・実施
1-[3]地球温暖化防止に貢献するまちづくりを進めます			
4 エコドライブの周知、普及・啓発の実施【環境・自然共生課】 p. 15	エコドライブ実践者の割合の増加	【現状値】－ 【目標値】 2012年度比10ポイント増（2016年度）	継続実施
1-[4]二酸化炭素の吸収源として、みどりの確保を推進します			
5 町田市ふるさとの森の保全【公園緑地課】 p. 16	制度上安定した緑地面積の増加	【現状値】860ha（2010年度） 【目標値】880ha（2016年度）	継続実施

基本目標 2.自然環境と歴史的文化的環境の保全

～水とみどりと生き物を守り育むまちづくり～

重点事業名 【所管課】	目標	現状（値）・目標（値）	実施時期
2-[1] みどりを守り、増やし、育て、活かす取り組みを進めます			
6 みどりの拠点整備【公園緑地課】 p. 21	今後 5 年間の都市計画公園・緑地整備施設数	【現状値】－ 【目標値】3 施設(2016 年度)	2012 年度から実施
	今後 5 年間の都市計画公園・緑地用地取得面積	【現状値】－ 【目標値】13.6ha(2016 年度)	2012 年度から実施
7 街区公園の整備【公園緑地課】 p. 21	今後 5 年間の街区公園整備箇所数	【現状値】－ 【目標値】5 箇所(2016 年度)	2012 年度から実施
2-[2]水辺の保全・活用と水循環の健全化を進めます			
8 歩道の透水性舗装の整備【道路整備課】p. 22	透水性舗装面積の増加	【現状値】17,383 m ² (2010 年度) 【目標値】26,857 m ² (2016 年度)	継続実施
9 水辺の魅力の発信【環境・自然共生課、下水道総務課】 p. 23	水辺とのふれあいについて満足している市民の割合の増加	【現状値】39.8 % (2010 年度) 【目標値】44.8 % (2016 年度)	2012 年度から実施
2-[3]生物多様性の保全を進めます			
10 生物多様性保全のための仕組みづくり【環境・自然共生課、環境政策課】 p. 24	生物多様性保全のための仕組みの構築	【現状】－ 【目標】仕組みの構築及び運用(2014 年度)	2012～2013 年度：生物の状況調査の実施、2014 年度：仕組みの構築及び運用
2-[4]谷戸の環境と農地・農業を守ります			
11 北部丘陵の整備【北部丘陵整備課】 p. 27	北部丘陵地域内整備事業用地の活用面積の増加	【現状値】27.8 ha(2010 年度) 【目標値】43.9 ha(2016 年度)	継続実施
12 遊休農地のあっせん【農業振興課】 p. 27	農地あっせん件数	【現状値】0 件(2011 年度) 【目標値】30 件(2016 年度)	継続実施
2-[5]歴史的文化的環境を守ります。			
13 フットパスの振興【産業観光課】 p. 30	道標整備が完了したフットパスルート数の増加	【現状値】1 ルート(22 ルート中)(2010 年度) 【目標値】7 ルート(2016 年度)	継続実施

基本目標 3.持続可能な循環型社会の構築～ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり

重点事業名 【所管課】	目標	現状（値）・目標（値）	実施時期
3-[1]ごみの減量、資源化に対する意識の向上を図り、取り組みを促します			
14 ごみ減量に関する出前講座の充実【3R推進課】 p. 34	出前講座実施回数 の増加	【現状値】36回／年（2010年度） 【目標値】50回／年（2016年度）	継続実施
3-[2]ごみの発生抑制、再使用を進めます			
15 マイボトル・マイバッグなどの利用促進【3R推進課】 p. 36	キャンペーンの実施回数 の増加	【現状値】1回／年（2010年度） 【目標値】5回／年（2016年度）	継続実施
16 市内事業所のごみ減量の推進【3R推進課】 p. 36	市内事業所への訪問件数 の増加	【現状値】55件／年（2010年度） 【目標値】100件／年（2016年度）	継続実施
3-[3]ごみの資源化を進めます			
17 生ごみ処理機の導入促進【3R推進課】 p. 38	生ごみ自家処理世帯数 の増加	【現状値】8,676世帯（2010年度） 【目標値】10,000世帯（2016年度）	継続実施
3-[4]ごみの適正な排出・処理を進めます			
18 資源循環型施設の整備【循環型施設整備課】 p. 41	資源循環型施設の整備	【現状】「施設整備基本計画」を策定中 【目標】施工業者決定（2016年度）	2012年度：「施設整備基本計画」策定、2014～2015年度：環境影響評価実施、2016年度：施工業者決定

基本目標 4.良好な生活環境の創造～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～

重点事業名 【所管課】	目標	現状（値）・目標（値）	実施時期
4-[1]大気汚染の防止に努めます			
19 路線バス利用環境整備【交通事業推進課】 p. 45	バス路線網の再編	【現状値】－ 【目標値】着手（2016年度）	～2015年度：検討、2016年度：着手、
	乗り継ぎシステムの整備	【現状値】－ 【目標値】着手（2016年度）	～2015年度：検討、2016年度：着手
20 自転車利用環境の整備【建設総務課、交通安全課】 p. 45（次ページにつづく）	自転車レーン設置	【現状値】－ 【目標値】2km（2014年度）	2014年度：設置

<p>20 自転車利用環境の整備【建設総務課、交通安全課】p. 45(前ページからのつづき)</p>	<p>自転車等駐車場の収容台数の増加</p>	<p>【現状値】18,578台(2010年度) 【目標値】19,500台(2016年度)</p>	<p>2012年度:施設整備着手、民間事業者による施設整備の補助金交付の継続実施</p>
<p>4-[2]良好な水質の確保に努めます</p>			
<p>21 下水道未整備箇所の污水管整備の推進【下水道整備課】p. 49</p>	<p>下水道人口普及率の増加</p>	<p>【現状値】95.7%(2010年度) 【目標値】98.1%(2016年度)</p>	<p>継続実施</p>
<p>22 下水処理水の水質向上【水再生センター】p. 49</p>	<p>高度処理化率の増加(準高度処理を含む)</p>	<p>【現状値】9.8%(2010年度) 【目標値】19.4%(2016年度)</p>	<p>【高度処理施設の導入】2012～2014年度:増設工事、2015年度:高度処理施設稼働【準高度処理の導入】2012～2014年度:設備改造、2015年度:準高度処理導入</p>
<p>4-[3]誰もが安心して快適に暮らせる環境の実現を図ります</p>			
<p>23 有害化学物質の適正管理・処理の指導【環境保全課】p. 51</p>	<p>工場や指定作業場及び水質汚濁防止法特定施設への立入り指導件数の増加</p>	<p>【現状値】3件/年(工場認可時に実施)(2010年度) 【目標値】全対象施設への実施(2016年度)</p>	<p>継続実施</p>
<p>4-[4]美しいまち並みづくりを進めます</p>			
<p>24 景観ガイドラインの策定【地区街づくり課】p. 53</p>	<p>「公共事業景観形成指針」の策定</p>	<p>【現状】－ 【目標】「公共事業景観形成指針」の策定(2012年度)</p>	<p>2012年度:策定</p>
	<p>「(仮称)屋外広告物ガイドライン」の策定</p>	<p>【現状】－ 【目標】「(仮称)屋外広告物ガイドライン」の策定(2014年度)</p>	<p>2014年度:策定</p>

基本目標5.環境に配慮した生活スタイルの定着～学び・協働で進めるまちづくり～

重点事業名 【所管課】	目標	現状（値）・目標（値）	実施時期
5-[1]次世代を担う子どもの環境学習を進めます			
25 子どもへの環境学習の推進【環境・自然共生課及び関係各課】 p. 56	子ども向け環境講座のプログラムの策定・実施	【現状値】－ 【目標値】環境講座のプログラム策定・実施（2015年度）	～2013年度：検討、2014年度：プログラム策定、2015年度：環境講座の開催
5-[2]市民・事業者の環境学習・保全活動を推進します			
26 市民協働による環境マップの作成【環境・自然共生課】 p. 58	環境マップの作成・配布	【現状】－ 【目標】作成・配布（2014年度～毎年）	～2013年度：検討・準備、2014年度：作成・配布
27 まちだエコ宣言制度の推進【環境・自然共生課】 p. 59	まちだエコ宣言制度への参加事業者数	【現状値】－ 【目標値】50店・事業所（2016年度）	2012年度：実施
5-[3]環境学習・保全活動の基盤づくりや協働の仕組みづくりを進めます			
28 環境情報・活動についてのホームページの立ち上げ【環境政策課】 p. 60	ホームページの作成・運用	【現状値】－ 【目標値】ホームページの作成・運用（2014年度）	～2013年度：検討・準備、2014年度：作成・運用

3. 用語解説

【あ】

アイドリングストップ p. 7, 15, 47

自動車の停車時にエンジンを停止させること。不必要なアイドリングをやめることで、自動車の燃料の節約、排ガスの削減ができる。

アスベスト p. 50

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物。繊維が極めて細いため、研磨、切断、除去等により、飛散して人が吸入してしまうおそれがある。現在では、原則として製造等が禁止されている。

アダプト・ア・ロード事業 p. 52

町田市が管理する道路用地などの公共財産を市民団体の手でより良い空間にしようとする制度。市民団体の自主的な活動で道路環境改善に向けた花壇の育成や道路の清掃活動、道路利用マナー向上の啓発活動などに取り組んでいる。

雨水貯留・浸透施設 p. 22, 23

雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させることにより、河川への雨水流出量を抑制する施設のこと。水害の防止や地下水の涵養に効果がある。地表面に貯留するタイプと、建物の地下に貯留するタイプがある。なお、貯留した雨水はポンプで汲み上げて雑用水として利用が可能である。

エコセメント p. 40

ごみ焼却灰や下水汚泥等を原料として生産されたセメントのこと。1,300℃前後の高温で焼成するため、廃棄物に含まれるダイオキシン類など有機化合物は分解される。これまで最終処分場に廃棄されていた廃棄物をリサイクルできるため、逼迫する最終処分場問題を解決する処理方法として注目されている。

エコドライブ p. 5, 6, 7, 14, 15, 44, 46, 47, 72

燃費のよい自動車の運転を心がけること。加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、アイドリングストップなどがある。

エコファーマー p. 18, 26, 29

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、たい肥などを使った土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に

行う、農業者の愛称。東京都が審査し、認定を行う。

SS（浮遊物質） p. 42

水中に浮遊または懸濁している直径 2mm 以下の粒子状物質の量。粘土鉱物、動植物プランクトンやその死骸、工場排水等に由来する有機物や金属の沈殿物等である。数値 (mg/L) が大きい程、水が濁っていることを示す。

SO₂（二酸化硫黄） p. 42

工場や火力発電所で石炭や重油を燃焼する際に発生するガス。呼吸器への悪影響があるほか、酸性雨の原因物質である。

SPM（浮遊粒子状物質） p. 42

浮遊粉じんのうち、10 μm 以下の粒子状物質。ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度では、肺や気管などに沈着し、呼吸器に悪影響を与えるおそれがある。

NO₂（二酸化窒素） p. 42

物が燃えると必ず発生するガスである窒素酸化物 (NO_x) の1つ。燃焼により発生する一酸化窒素は大気中で酸化されて二酸化窒素となる。二酸化窒素は、人間の呼吸器に悪影響を与える。

エネルギー管理システム

(Energy Management System) p. 9, 13

エネルギーが効率的に使用されるように管理して、エネルギー利用の最適化を図っていく技術のこと。データを表示して利用者の省エネ行動につなげるシステムや自動的に使用量を調整する機能を持つシステムまでさまざまなシステムがある。「HEMS」は、家庭(Home)用のシステムであり、「BEMS」は、ビル(Building)用のシステムである。

援農ボランティア p. 26, 28

農繁期に、人手の足りない農家に出向いて農作業を行うボランティアのこと。町田市では、農業を支える新たな「農の担い手」としての援農ボランティアを支援・育成するために農業研修事業を行っている。

O_x（光化学オキシダント） p. 42

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外

線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質。光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすおそれがある他、農作物など植物への影響も報告されている。

温室効果ガス

p. 3, 8, 15, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70
温められた地表からの熱（赤外線）が、宇宙空間へと放射されるのを抑え、地表面の温度を一定に保つ役割を果たしているガスのこと。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フルオロカーボン等がある。いずれも大気中で微量な成分であるが、人間活動により急激に増加しており、地球温暖化を引き起こしている。

【か】

カーシェアリング p. 14, 44

登録を行った会員間で、特定の自動車を共同使用するシステム。このシステムの普及により、自動車への過度の依存がもたらす環境負荷の低減や、交通渋滞の緩和、駐車場問題の解決などが期待される。

カーボンオフセット p. 16

日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動（植林・森林保護・クリーンエネルギー事業）に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせするという考え方である。

外来生物 p. 24, 25

海外から我が国に人為的または無作為に入り、その本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物。在来種を駆逐するなどして地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのある侵略的な外来生物もいる。

合併処理浄化槽 p. 48

し尿と台所や風呂から出る生活雑排水をあわせて処理する浄化槽。国内の浄化槽は、単独処理浄化槽の整備から始まったが、生活雑排水を処理できないため、現在は、合併浄化槽の普及が進められている。町田市においては、下水道の整備を進めているが、未整備地区については合併処理浄化槽の普及を図っている。

環境基準 p. 42

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準。大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくかを定めたものである。

光化学スモッグ注意報 p. 44

大気が安定で、風が弱く、日照が強く、気温が高いなどの気象条件により、地表近く的光化学オキシダント濃度が高くなる現象を光化学スモッグといい、光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上で継続するときに東京都が発令する注意報。

高度処理 p. 48, 49

通常の標準法で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う下水処理方法。通常の標準法と比較して、窒素やりんをさらに取り除くことができる。

こどもエコクラブ p. 56

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブのこと。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としている。

【さ】

再資源化 p. 38, 40

ごみを資源として再び利用すること。

再使用 p. 4, 32, 36, 37, 72

リユース（Reuse）とも呼ばれ、いったん使用された製品や部品、容器等を再び使用すること。3R活動の中で発生抑制の次に重要な取り組み。

再生可能エネルギー p. 5, 6, 10, 11, 12, 13

永続的に利用することができる太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等の化石燃料によらないエネルギーの総称。再生が可能であるため、再生可能エネルギーとよばれる。

相模原・町田大学地域コンソーシアム p. 60

町田市と相模原市の行政や近隣の大学、NPO、企業による共同事業体。魅力あふれる地域社会を創造することを目的として、それぞれの専門性や特性を活かした協働を通じ、多

彩な学びの場の提供、まちづくりの担い手の育成、新たな文化・福祉・産業の発展を目指したさまざまなプロジェクト等を展開している。

3 R p. 33, 34, 35, 36, 38, 39, 40, 52

廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表す言葉の頭文字を取った造語。①廃棄物の発生抑制 (Reduce: リデュース)、②資源や製品の再使用 (Reuse: リユース)、③再資源化 (Recycle: リサイクル) の順で重視する。

資源化 p. 4, 32, 33, 34, 38, 39, 40, 41, 71

資源として利用すること。町田市では、「町田市一般廃棄物資源化基本計画」に基づき、ごみの減量・資源化に取り組んでいる。

資源化率 p. 32

一般廃棄物の総排出量に対する、回収された資源の量の割合。町田市ではエコセメント化した灰の量は含めていない。

循環型社会 p. 2, 4, 32, 33

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後に循環的な利用が行われない資源は適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

準高度処理 p. 48, 49

下水処理標準法の水処理施設において、既存施設・設備を活かし、運転管理の工夫と最小限の設備改造を組み合わせることで、窒素やリンの削減効果を高める水処理方法。標準法の施設を高度処理化するまでの段階的な取り組みとして位置づけられている。

下水道人口普及率 p. 49

行政区域内人口に占める、下水道処理区域内の人口の割合。

親水 p. 22

水に触れたり、接したりして水に親しむこと。最近では、魚類や昆虫などとの共存を目指した取り組みも親水活動の一環と捉えられるようになった。

すいげんかんよういき
水源涵養域 p. 22

田、畑、森林、水域など、雨水や地下水を染み込ませ蓄えておける場所。水源涵養域が減少すると、地下水の量が減るだけでなく、雨水が一気に河川に流れこむことによる水害の発生が懸念される。

生物相 p. 48

特定の地域に生育・生息する生物の種類組成。生物相は、地域の自然の質を表す指標の一つとなる。

生物多様性 p. 4, 5, 18, 22, 24

全ての生物の間に違いがあること。生物の多様性に関する条約では、生態系・種間(種)・種内(遺伝子)の3つのレベルにおいてそれぞれ多様性があるとしている。

【た】

地球温暖化対策の推進に関する法律

p. 62, 66, 68

地球温暖化対策を推進するための法律。国、地方公共団体、事業者、国民の責務、役割を明らかにしている。住民・事業者が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を目的に、温室効果ガス排出抑制のための情報の提供や必要な措置を講ずるように努めることも求められている。1999年4月に施行。

地産地消 p. 14, 26

地域で生産された資源をその地域で消費する取り組み。例えば、地域で生産された農林水産物を、生産された地域内において消費すること。

DO(溶存酸素量) p. 42

水中に溶解している酸素の量。魚介類が生存するためには3mg/L以上、好気性微生物が活発に活動するためには2mg/L以上が必要であるといわれている。数値(mg/L)が大きいほど良好な水質であることを示す。

低公害車 p. 14, 15, 44, 46, 72

従来のガソリン車やディーゼル車と比べ、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない、ソーラーカー、電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド車などのこと。大気汚染だけでなく、地球温暖化防止の観点からも普及が期待されている。

低炭素社会 p. 2, 4, 6

地球温暖化の進行を防ぐために、温室効果ガスの排出を極力抑えた社会のこと。エコな生活スタイルの選択、省エネ製品の選択、自然を利用したエネルギーの選択などにより実現を目指す。

出前講座 p. 5, 32, 34, 35, 56

町田市が学校や地域に対して開催している学習講座。町田市の職員や市民団体等が講師となる。2011年度現在は、「資源とごみ」をテーマにした講座があり、普段目にするのではないごみ処理場や処理方法、処理後のこと等について細かく学ぶことができる。

電気自動車 p. 14, 15, 44, 46

電気エネルギーにより走行する自動車。走行中に排気ガスを出さず、騒音も少ないという特徴がある。

電波障害 p. 50

中高層建築物の建設に伴って、周辺地域においてテレビの映りが悪くなるなど、電波受信機に障害をきたすこと。町田市では、中高層建築物の建設にあたり、事業者に対して電波障害の発生について事前調査を促し、障害発生時の対策について指導を行っている。

【な】

生ごみ処理機 p. 5, 32, 38, 39

生ごみなどの有機物を処理する家電製品。生ごみを脱水、加熱・蒸発して減量する乾燥型や、微生物を利用して生ごみを水と炭酸ガスに分解する微生物分解型などがある。

【は】

廃棄物減量等推進員 p. 34, 35

「町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」により定められた、地域に密着して、ごみの減量と資源化への取組みを推進していく地域のリーダーのこと。町内会・自治会が推薦し、市長が委嘱を行う。現在、およそ300名が地域で活動している。

廃熱利用 p. 10

別の目的で利用した熱の残りや目的とするものを得る過程で発生する熱を廃熱といい、それを利用すること。町田市には、ごみの焼却にともなう廃熱を利用し蒸気を発生させて、蒸気タービンで発電をする廃熱利用設備がある。

発生抑制 p. 4, 32, 36, 38, 39, 50

リデュース (Reduce) と呼ばれ、ごみの発生自体を抑制すること。原材料の効率的な利用、製品の長期間使用などにより、製造、消費、使用等の各段階で廃棄物等となることをできるだけ抑制すること。

BOD(生物化学的酸素要求量) p. 42

水中の有機物が微生物のはたらきによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標の1つ。河川の環境基準や事業所の排水基準などで定められている。数値 (mg/L) が大きいほど、有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

ビオトープ p. 24

ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と場所を示す「トープ」の合成語。一つの生物種にとって必要な空間のまとまりを、その種のビオトープという。また、一定の区域に、元来そこにあった自然風景、生態系を回復・保全することも指す。

光害(ひかりがい) p. 50

ネオンや街灯の光によって、夜間星がよく見えなくなるなどの影響が出ること。動植物の生態系に対する影響も懸念されている。

pH(水素イオン濃度) p. 42

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標。

【ま】

町田市一般廃棄物資源化基本計画 p. 32, 69

町田市の一般廃棄物処理の基本となる計画。市民・事業者・行政の協働により、環境負荷の低減を図り、地域と共生する持続可能な循環型社会の実現を目指している。2009年度を基準として2020年度にごみとして処理する量を40%削減する目標を設定している。2011年4月に策定。

町田市環境基本条例 p. 2, 3

良好な環境を確保し、より良い形で将来の世代に引き継ぐことを目的に、行政はもとより、町田市に関わるすべての人々が共通して環境の保全・回復・創造に向けて取り組むための方向性を示した条例。市・事業者・市民の責務を明確にしている。2000年12月に制定、2001年7月に施行。

町田市緑の基本計画 p. 3, 18, 19

「緑地の適正な保全」や「緑化の推進」さらには「公園緑地の整備」に関して、その将来像・目標など、みどりのあるべき姿とそれを実現するための施策などを定める、みどりとオープンスペースに関する総合的な計画。1999年9月に策定、2011年6月に改定。

まちだ市民大学HATS p. 55, 59

「あなたを励まし、地域を育てる」を基本理念に、市民の学習機会の提供を行うため、1993年に開講した市民大学。名称にある「HATS」は、Humanity（人間性）、Art&Literature（芸術・文芸）、Technology&Science（技術・科学）、Sports&Health（スポーツ・健康）という市民大学の学習領域を示している。

水循環 p. 4, 18, 22

大気・流域・地下・水域の4つの場における水の移動（循環）のこと。循環には、雨が降り、地面を流れて川や海へ流れ込んだり、地下に染み込んだり、また水蒸気となって雲になるといった自然の水循環、ダムによる貯留と放流、農業用水、生活用水、工業用水など各種用水の河川からの取水と排水、地下水の利用などの人工的な水循環がある。

みどりのカーテン p. 12, 13, 17, 20, 21

つる性の植物を窓の外にカーテンのようにはわせることで、日差しをやわらげ、室温の上昇を抑える取り組み。省エネ効果、ヒートアイランドの緩和効果、二酸化炭素吸収効果等が期待される。

みどり率 p. 19

東京都が実施する「土地利用現況調査」の調査結果のうち、樹林地、農耕地、草地、水面、裸地の合計面積が市域面積に占める割合。

【や】

谷戸 p. 4, 18, 19, 26, 27, 29

台地や丘陵地が湧水などの浸食によって複雑に刻み込まれた地形。谷戸の多様な自然環境では、多様な生物が生育・生息している。

有害化学物質 p. 5, 42, 50, 51

人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質の一般的な総称。大気汚染防止法、水質汚

濁防止法等の法律により物質を指定し、取り扱い、排出濃度、製造・輸入などを規制している。

容器包装プラスチック p. 38

商品を使ったり、取り出した後に不要になるプラスチック製の容器や包装のこと。「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」において、容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等の促進が求められている。

【ら】

リレーセンター p. 40

ごみの収集・運搬の中継基地のこと。南地区の鶴間にある。南地区で収集した可燃ごみは、リレーセンターみなみで大型コンテナに詰め替えられ、下小山田町の清掃工場まで運ばれている。収集車の走行距離を減らすことができるため、道路の混雑緩和や収集車からの排気ガスの削減につながる。

歴史的文化的環境 p. 2, 4, 18, 30, 31

「歴史的文化的遺産を含む環境のうち、地域の自然環境を構成する要因となっている環境。もの（町田市環境基本条例第2条（2）より）」を指す。

アクションプラン

～第二次町田市環境マスタープラン推進計画～

発行者 町田市
事務局 町田市 環境資源部 環境政策課 政策係
〒194-0202 町田市下小山田町 3160 番地
TEL 042-797-9611
発行 2012年4月

刊行物番号 12-3

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

アクションプラン

第二次町田市環境マスタープラン推進計画



市の鳥：カワセミ



市の木：ケヤキ



市の花：サルビア